

国立国会図書館 件名作業指針

2010年6月

国立国会図書館収集書誌部

この指針は、国立国会図書館において、件名標目付与作業、件名典拠作業の際に用いているものである。

この指針の記載内容は、2010年5月現在のものである。

記載内容のうち、普通件名に関するものは「国立国会図書館件名標目表(以下、NDLSH)」に関係しているが、すべてがNDLSHに反映されているわけではない。

例示の見出しは説明のためのものであり、NDLSHやNDL-OPAC等での表示とは異なることがある。また、件名標目としての実績がなかったり、典拠レコードが未作成なこともある。

書誌レコードの例

タイトル	独仏英文学の世界
件名標目 1	文学者 -- ドイツ
件名標目 2	文学者 -- フランス
件名標目 3	文学者 -- イギリス

典拠レコードの例

標目形	アンクル・トムの小屋
「を見よ」参照	Uncle Tom's cabin
名称種類	原名称

目次

全般

件名標目付与指針	
件名標目の付与	1
合集等・セットもの・継続資料	4
件名標目の新設・訂正・削除	5
件名標目の種類	6

主標目

個人名件名	
個人名件名新設・付与基準	9
個人名件名「を見よ」「をも見よ」参照	9
家族名件名	
家族名件名新設・付与基準	11
家族名件名(氏)と(家)の使い分け	11
団体名件名	
団体名件名新設・付与基準	12
団体名件名「を見よ」「をも見よ」参照	13
名称・組織変更した団体	13
地名件名	
地名件名新設・付与基準	14
統一タイトル件名	
統一タイトル件名新設・付与基準	15
統一タイトル件名に使用する細目	17
普通件名	
普通件名新設基準	17
普通件名の件名標目表収録基準	21
適切な言葉の採用	22
丸括弧を伴う件名標目	23
普通件名新設時の参考図書類	25
普通件名「を見よ」参照	28
BSH	29
LCSH	30

普通件名「をも見よ」参照(BT・NT・RT)	31
普通件名「をも見よ」参照注記(SA)	43
スコープノート(SN)	44
主標目共通事項	
件名標目新設時の根拠の記録	46
典拠レコード注記	47
細目	
事前結合方式	49
地名細目・地理区分基準	50
地名のもとの細目	53
時代細目・時代区分基準・時代細目結合方法	54
「主標目(主体となる地名) -- 客体となる地名」の形をとる件名の時代細目	57
主題細目	58
主題区分	59
形式細目	60
特殊細目	61
「を見よ」参照注記(USE)	62
細目を結合する際の基準	
結合順序	63
細目の結合の可否一覧(件名標目の種類別)	64
主題別作業指針	
0類 総記	
情報処理	65
ソフトウェア	67
「用語」「辞書」「便覧」	67
図鑑	69
記念論文集	69
「会議録」「論文集」「抄録」	70
雑誌・新聞	71
団体史	72
1類 哲学・宗教	
人文・社会・科学技術書等	72
哲学	74
宗教	74

寺社	75
仏典	76
2 類 歴史・地理・地誌・紀行	
歴史	76
戦争・事件・事故	78
会戦・合戦	78
地域研究	80
国名	81
個々の国名	86
日本の旧国名	90
藩	91
郡	91
行政単位より狭い地域	92
外国の「○○地方」「○部」	93
時代細目(朝鮮)	95
時代細目(中国)	95
中国の地名	97
台湾、香港、チベット	102
家族名件名(氏)と(家)の使い分け	103
紀行・案内記	103
島	104
山岳・河川・湖等	107
土木構造物・建築物	107
3 類 社会科学	
社会科学書	108
法令資料および法令に関する図書	108
判例	110
固有の法律名	111
年齢層	113
教育、研究・指導	114
会戦	115
4 類 自然科学	
科学技術書	115
動植物	115
図鑑	117
闘病記・看病記	117

5 類 技術. 工学	
土木構造物・建築物.....	118
各地の料理.....	119
6 類 産業	
園芸植物・畜産動物・ペット.....	120
放送番組.....	120
7 類 芸術.美術・スポーツ.体育・諸芸.娯楽	
芸術.....	121
図録.....	128
美術作品.....	128
漫画作品.....	129
写真集.....	130
音楽作品.....	130
演劇・舞台芸術.....	133
映画作品.....	134
テレビドラマ.....	135
スポーツ大会.....	136
ゲーム.....	138
8 類 言語	
言語.....	138
辞書.....	139
9 類 文学	
各地の文学.....	139
文学作品.....	140
闘病記・看病記.....	142

全般 件名標目付与指針

件名標目の付与

- ・ 資料の主題を把握し、その資料全体の主題を適切に表現する件名標目を付与する。
- ・ 資料の内容を分析する際には、以下のような情報を手がかりとする。
 - ・タイトル
 - ・目次
 - ・序文、後書き、解説文
 - ・帯・カバー等
 - ・本文
 - ・同一著者のその他の著作
 - ・資料中の参考文献
 - ・参考図書、インターネット情報(以下、参考図書類)
 - ・類似した資料への件名標目付与実績
- ・ 資料の内容を分析した上で、その内容全体を最も的確に要約して表す件名標目を選択して付与する。あるいは、資料の中で最も重要なトピックに対する件名標目を選択して付与する。
- ・ つまり、個々の細かい内容やトピックについて個別に件名標目を付与するのではなく、資料全体として「何について書かれているか」を把握して、件名標目を付与する。
- ・ なお、固有名件名の種別ごとの詳細は、当作業指針の以下の各項目を参照のこと。
 - 個人名件名新設・付与基準
 - 家族名件名新設・付与基準
 - 団体名件名新設・付与基準
 - 地名件名新設・付与基準
 - 統一タイトル件名新設・付与基準

【件名標目の数】

- ・ 必要に応じ、複数の件名標目を付与することができる。付与数に制限はないが、1 から 3 の範囲内で付与することを標準とする。
- ・ 複数の主題を扱っている場合、おおむね三つまでは個々の件名標目を付与し、それより多い場合は、上位概念を表す件名標目を付与する。

例

タイトル 独仏英文学の世界
件名標目 1 文学者 -- ドイツ
件名標目 2 文学者 -- フランス
件名標目 3 文学者 -- イギリス

- ・ ただし、主題が三つ以下であっても、その総和とほぼ一致する概念を表す件名標目が適切である場合は、その件名標目のみを付与する。

例

タイトル ベネルクス夢幻：ベルギー・オランダ・ルクセンブルク紀行
件名標目 ベネルクス -- 紀行

【件名標目の付与順序】

- ・ 複数の件名標目を付与する場合、付与の順序は主な主題、副次的な主題の順とする。どれが主な主題か判断しがたい場合は、資料中で扱われている主題の順序に従う。

【特定性】

- ・ 資料の内容に対し、最も特定の件名標目を付与する。

例

タイトル 現代の哺乳類学
件名標目 哺乳類

タイトル 犬の科学
件名標目 ○ 犬
× 哺乳類

- ・ 上の例においては、資料の主題が哺乳類全般であるため、件名標目「哺乳類」は資料の主題を的確に表している。だが、下の例においては、資料の主題は犬に限定されており、件名標目「哺乳類」はこの資料に対して適切とはいえない。最も適切な件名標目である「犬」を付与する。
- ・ ただし、最も適切な件名標目が存在せず、かつ新設が不適当な場合は、直近上位の概念に当たる件名標目を付与する。

- ・ 地域、時代を限定した主題が扱われている場合には、地理区分、時代区分の基準に従って、可能な限り地域、時代を特定した件名標目を付与する。(当作業指針「地名細目・地理区分基準」「時代細目・時代区分基準・時代細目結合方法」を参照。)

例

タイトル エリザベス朝演劇と検閲

件名標目 ○ 演劇 -- イギリス -- 歴史 -- エリザベス 1 世(1558～1603)

× 演劇 -- 歴史

× 演劇 -- イギリス -- 歴史

【上位概念と下位概念、一般論と個々の事例】

- ・ 通常、上位概念の件名標目と下位概念の件名標目は同時に付与しない。

例

タイトル プチペットにとことん甘えてもらう本：ハムスター、ウサギ、フェレット、プレーリードッグ

件名標目 ペット (併せて「ハムスター」「兎」等の件名標目は付与しない。)

- ・ ただし、上位概念を述べるに当たって特定の下位概念に重点を置いている場合(例1)、一般論を述べるに当たって特定の事例を挙げている場合(例2)等については、下位概念および個々の事例の割合が一定以上であれば、併せて件名標目の付与の対象とすることができる。

例1 家畜を述べるに当たって馬に重点を置いている場合

件名標目 1 家畜

件名標目 2 馬

例2 革命一般を述べるに当たって、キューバ革命を事例として挙げている場合

件名標目 1 革命

件名標目 2 キューバ革命(1959)

全般 件名標目付与指針

合集等・セットもの・継続資料

- ・ 合集等・セットもの・継続資料(以下、合集等)の個々の資料への件名標目付与作業は、以下のとおりとする。
- ・ 原則として、合集等全体レベルでの共通の件名標目は付与せず、個々の資料の内容に対応した件名標目のみ付与する。

例

本タイトル. 巻次	新・社会福祉士養成講座. 3
各巻タイトル	社会理論と社会システム : 社会学
件名標目	社会学 (件名標目「社会福祉」や「社会福祉士」は付与しない。)

本タイトル. 巻次	新・社会福祉士養成講座. 7
各巻タイトル	相談援助の理論と方法
件名標目	相談支援 (件名標目「社会福祉」や「社会福祉士」は付与しない。)

- ・ ただし、個々の資料の内容が多岐にわたる場合や内容を把握しがたい場合には、合集等全体レベルの主題を表わす件名標目を付与してもよい。

例

本タイトル. 巻次	現代日本女子教育文献集. 別巻
各巻タイトル	「現代日本女子教育文献集」解説
件名標目	女性教育 -- 日本

全般

件名標目の新設・訂正・削除

【件名標目の新設】

- ・ 既存の件名標目では表せない主題については、件名標目の新設を行う。
- ・ 件名標目を新設するに当たっては、原則として参考図書類による概念規定を前提とする。(当作業指針「普通件名新設時の参考図書類」を参照。)また、既存の件名標目との使い分けが可能か、参照追加・件名標目の訂正で対応可能かを検討した上で新設する。
- ・ 件名標目として採用する語は、原則としてその概念を表す代表的な名辞とし、参考図書類での扱いを参考に決定する。
- ・ 件名標目新設の際には、代表分類を選定し、必要に応じて「を見よ」参照、「をも見よ」参照の指示を行う。また、既存の件名標目の「をも見よ」参照等に訂正が必要かを確認し、必要な場合は訂正を行う。
- ・ なお、件名標目の種別ごとの詳細は、当作業指針の以下の各項目を参照のこと。
 - 個人名件名新設・付与基準
 - 家族名件名新設・付与基準
 - 団体名件名新設・付与基準
 - 地名件名新設・付与基準
 - 統一タイトル件名新設・付与基準
 - 普通件名新設基準

【件名標目の訂正】

- ・ 件名標目として採用した語が、時代の変化により使用されなくなった等、件名標目としてふさわしくなくなった場合は、より適切な語へ件名標目の訂正を行う。
- ・ 件名標目の訂正は、原則として参考図書類で根拠を確認の上で行う。
- ・ 検索の便宜を図るために、訂正前の件名標目は「を見よ」参照に採用する。ただし、「を見よ」参照として採用することがふさわしくないと判断する場合は、この限りではない。

【件名標目の削除】

- ・ 必要に応じ、件名標目を削除する。
- ・ 削除に当たっては、その件名標目が付与されている書誌レコードを確認し、代わりにどの件名標目を付与するか検討する。また、削除した件名標目と関連のある件名標目の「をも見よ」参照等に訂正が必要かを確認し、必要な場合は訂正を行う。

全般

件名標目の種類

1. 主標目

- ・ 主標目として用いる件名標目には、大きく分けて普通件名と固有名件名の2種類がある。固有名件名はさらに、個人名、家族名、団体名、会議名、地名、統一タイトルに分け、それぞれ以下のように対象とする事象を定めている。
- ・ 固有名件名は一部の例外を除き、件名標目表の収録対象としない。また、件名標目の種類により細目との結合を限定している。(当作業指針「細目の結合の可否一覧(件名標目の種類別)」を参照。)

件名種別	対象	件名標目表への収録
個人名	個人名	収録せず
家族名	家族名、氏族名	収録せず
団体名	委員会、駅、会社、各種団体、学会、学校、議会、宮殿・離宮、競技場、教団、空港、組合、劇場、研究機関、公共機関、国際機関、寺社、城、政党、船舶、鉄道、灯台、図書館、博物館、病院、ビル、文庫、ホテル、遊園地、等	一部の例外を除き収録せず
会議名	会議、交渉、博覧会、等	一部の例外を除き収録せず
地名	<行政地名・都市名等> 外国の都市、古代都市(都市国家も含む)、地方、都道府県、市町村、等 <建築物・土木構造物名> 街道、ダム、道路、トンネル、橋、港、等 <自然地名> 温泉、海洋、河川(水路、用水も含む)、湖沼、山岳、砂漠、島嶼、等 <その他> 遺跡、公園、鉱山、等	一部の例外を除き収録せず

細目指示注記 主題細目「型」を見よ(古典芸能,武道を表す件名の細目として用いる。
例:歌舞伎 -- 型)

タイトル 歌舞伎の型の検証

件名標目 歌舞伎 -- 型

2.3 細目の種類

- ・ 細目は、その性質により以下の6種類に分けられる。

(1) 地名細目	主標目の後に地名を表す細目を結合することにより、主標目の地域を特定する。 例:看護教育 -- ヨーロッパ
(2) 地名のものと細目	地名を表す件名標目の後に細目を結合することにより、その地域における特定の分野について表現する。 例:日本 -- 地誌
(3) 時代細目	主標目の後に時代を表す細目を結合することにより、時代を特定する。 例:映画 -- 歴史 -- 20世紀
(4) 主題細目	主標目の後に主題を表す細目を結合することにより、件名標目の表す内容を詳細にする。 例:医薬品 -- 価格
(5) 形式細目	主標目に形式を表す細目を結合することにより、資料の出版形式、叙述形式を表す。 例:機械 -- カタログ
(6) 特殊細目	特定の件名標目のもとでのみ使用できる細目。 例:議会 -- 特権と免除

それぞれの細目については、当作業指針「細目」の項で詳しく述べる。

細目と細目の結合方法は、当作業指針「結合順序」を参照。

3. 細目付き件名標目

- ・ 主標目と細目を結合した形の件名標目。原則として件名標目表の収録対象としない。ただし、以下の件名標目は収録対象とする。

① 一部の時代細目付き件名標目

例

日本 -- 歴史 -- 江戸時代

イギリス -- 歴史 -- 1500～1800

② 特殊細目付き件名標目

例

世界戦争(1939～1945) -- 対独協力

主標目 個人名件名

個人名件名新設・付与基準

- ・ 個人伝記、特定個人に関する資料、個人の記念論文集については、その対象となっている主要な個人名を件名標目とする。その採用は最大三つまでとする。ただし、人名多数の場合は、個人名件名ではなく、普通件名を付与する。
- ・ 個人名標目の形式については、「個人名標目の選択・形式基準 3」による。

主標目 個人名件名

個人名件名「を見よ」「をも見よ」参照

- ・ 個人名件名について、「を見よ」参照と「をも見よ」参照を行う。

【「を見よ」参照】

- ・ 「を見よ」参照の基準については、「個人名標目の選択・形式基準 3-5」による。

【「をも見よ」参照】

- ・ ひとりの人物が複数の名称を使い分けている場合、必要に応じて個人名件名を複数作成し、相互に「をも見よ」参照を行う。「をも見よ」参照の基準は、「個人名標目の選択・形式基準 3-6」による。

【「をも見よ」参照を行っている個人名を書誌レコードに付与する際の基準】

- ・ 書誌レコードに付与する個人名件名は、適切なものを一つ選択する。
 - (1) 名称の使い分けが時系列による場合
 - ・ 書誌レコードに付与する個人名件名は、資料で扱われている期間の最新の名称とする。ただし、最新のことに付随的に触れている場合はこの限りではない。

例

新名：市川//海老蔵（11 世 1977-）

前名：市川//新之助（7 世 1977-）

タイトル	市川新之助論
件名標目	市川//新之助（7 世 1977-）

タイトル	市川海老蔵
件名標目	市川//海老蔵（11 世 1977-）

- (2) 名称の使い分けが時系列によらない場合
 - ・ 書誌レコードに付与する個人名件名は、著作の主眼が置かれている名称を一つ選択する。資料で扱われている分量を主な目安とする。迷う場合は、作業担当者の判断による。

例

別名：ビートたけし（1947-）

本名：北野//武（1947-）

タイトル	ビートたけし論
件名標目	ビートたけし（1947-）

タイトル	武がたけしを殺す理由：全映画インタビュー集
件名標目	北野//武（1947-）

主標目 家族名件名

家族名件名新設・付与基準

- ・ 特定の一族あるいは一家を扱う資料については、その対象となっている氏族名・家族名を件名標目とする。
- ・ 家族名件名の採用は、おおむね三つまでとし、それより多い場合は上位の普通件名を付与する。

主標目 家族名件名

家族名件名(氏)と(家)の使い分け

- ・ 家族名件名(氏)と(家)の使い分けは以下のとおりとする。

	(氏)	(家)
形式	××(氏) 例:山城(氏)	××(家)(所在地) 例:山城(家)(沖縄市)
代表分類	NDLC:GB43 NDC:288.2	NDLC:GK13 NDC:288.3
使い分け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通名詞的に使用する。 「××(氏)」という家族名件名を、どの地方の××氏についても使用する。 例外:藤原(氏)(奥州)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同じ名称であっても、別の家については別に扱い、1件目から地名を付記し区別する。 例:標目形 鈴木(家)(水沢市) 標目形 鈴木(家)(恵那市)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同字扱いとする文字は「を見よ」参照とする。 →「中島(氏)」と「中嶋(氏)」は一つにまとめる。 例:標目形 中島(氏) 「を見よ」参照 中嶋(氏)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料の漢字をそのまま使う(字体の統一をしない)。 例:標目形 中島(家)(入間市) 標目形 中嶋(家)(立川市)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漢字形が同じで、よみが転音等により異なるものは、「を見よ」参照とする。 <p>例：標目形 柴崎(氏)</p> <p> よみ シバサキ△(シ)</p> <p> 「を見よ」参照 柴崎(氏)</p> <p> 「を見よ」参照よみ シバザキ△(シ)</p> <p> (△はスペースを表す)</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漢字形が同じでも、よみが大きく異なるものは別の家族名件名とする。 <p>→「土井(氏)(ドイ△(シ))」と「土井(氏)(ツチイ△(シ))」はそれぞれを家族名件名とする。</p>	

主標目 団体名件名

団体名件名新設・付与基準

- ・ 団体名件名の採用は、おおむね三つまでとし、それより多い場合は上位の普通件名を付与する。
- ・ 件名標目の形式については、「団体名標目の選択・形式基準 3」による。
- ・ 原則として資料の内容に則して内部組織まで採用する。
- ・ 個別に指針がある場合は、それに従う。
(例：当作業指針「名称・組織変更した団体」「宗教」)
- ・ ロックバンド等個々の芸能人グループも件名標目として採用する。

主標目 団体名件名

団体名件名「を見よ」「をも見よ」参照

- ・ 団体名件名について、「を見よ」参照と「をも見よ」参照を行う。
- ・ 「を見よ」参照、「をも見よ」参照の基準は、「団体名標目の形式・選択基準 3-5、3-6」による。

主標目 団体名件名

名称・組織変更した団体

- ・ 名称変更・組織変更した団体については、以下のとおりとする。ただし、国名、地方自治体名等は除く。
 - (1) 名称変更・組織変更は、変更前と変更後で別個の件名標目とする。
正式な名称変更と確認できる場合は、微細な違いでも別個の件名標目とする。（「団体名標目の選択・形式基準 3-6」を参照。）
 - (2) 書誌レコードに付与する件名標目は、資料で扱われている期間の最新の名称とする。
 - (3) ただし、最新のことに付随的に触れている場合はこの限りではない。

例

タイトル	アンリツ 100 年の歩み
責任表示	アンリツ株式会社社史編纂委員会
著者標目	アンリツ株式会社
件名標目	アンリツ株式会社

安立電気株式会社がアンリツ株式会社に名称変更した例。社史 100 年のうち旧称である安立電気株式会社の期間が半分以上であるが、件名標目は最新の名称である「アンリツ株式会社」とする。

例

タイトル	東京田辺製薬社史
責任表示	三菱東京製薬株式会社総務部広報グループ
著者標目	三菱東京製薬株式会社
件名標目	東京田辺製薬株式会社

東京田辺製薬株式会社が、三菱化学(株)の医薬部門と合併し、三菱東京製薬株式会社となった例。組織変更後、東京田辺製薬株式会社時代の社史を出版。

著者標目は「三菱東京製薬株式会社」となっているが、資料の内容が東京田辺製薬株式会社時代であるため、件名標目は「東京田辺製薬株式会社」とする。

また、最後に合併して三菱東京製薬株式会社になったことに触れられているが、それは付随的な言及であるので、資料で扱われている最新の期間の名称とは解釈しない。

主標目 地名件名

地名件名新設・付与基準

- ・ 行政単位の地名は件名標目とする。
 - (1) 資料整理時点で、当該地域の最新の名称を地名件名として付与する。
 - (2) 境界の変更を伴わない名称変更があった場合は、既存の件名標目の訂正ではなく、変更後の名称で件名標目の新設を行う。
 - (3) 資料で扱われている市・町・村・郡といった一定のまとまりが三つまでの場合は個別に地名件名を付与し、それより多い場合は当該地域を含む広範な地名件名を付与する。
- ・ 外国の都市名は、原則として『新地名表記の手引』(教科書研究センター編)を根拠とする。
- ・ 以下に挙げるものは、当作業指針の各項目を参照。

国名

日本の旧国名

行政単位より狭い地域

外国の「○○地方」「○部」

島

山岳・河川・湖等

土木構造物・建築物

- ・ 地名件名は、おおむね以上の原則に従って作業するが、当作業指針「歴史・地理. 地誌. 紀行」の各項目の注意事項や例外規定も参考にし、個別に判断する。
- ・ 細目の結合は、当作業指針「地名細目・地理区分基準」「細目の結合の可否一覧(件名標目の種類別)」を参照。

主標目 統一タイトル件名

統一タイトル件名新設・付与基準

- ・ 統一タイトル件名の採用は、おおむね三つまでとし、それより多い場合は上位の統一タイトル件名を付与する。
- ・ 各ジャンルの基準については、当作業指針「主題別作業指針」の各項目を参照。
- ・ 『集英社世界文学事典』は、著者名の項目のもとに本の記号付きで挙げられる代表的な作品名も採用する。
- ・ 著作(文字資料)のタイトルについては、参考図書類で根拠が得られない場合も、NDL-OPAC または目録対象資料を根拠として、件名標目として採用する。その際、その著作が刊行から一定の年月が過ぎ、ある程度流布していること、あるいは広く存在を知られていることを条件とする。また、著作が実際に存在することを目録対象資料以外にも NDL-OPAC 等で確認する。
- ・ タイトルにヴァリエーションがある場合、もっともふさわしいものを標目形として採用し、採用しなかった形を参照形とする。

例： 標目形
「を見よ」参照

今昔物語
今昔物語集

- ・ 原書が外国語によるものの場合、日本語形を優先とする。原タイトルが容易に判明し、また記録も容易な場合は、これを参照形とする。参考図書類等から日本語形が得られなかった場合は原語形でも作成できるものとする。

例： 標目形	アンクル・トム的小屋
「を見よ」参照	Uncle Tom's cabin
名称種類	原名称

- ・ 以下の場合にはタイトルに丸括弧で作品のジャンル等を付記する。

(1) 普通件名と同形となる場合、統一タイトル件名に付記する。

例

河童 (普通件名)
河童(小説) (統一タイトル件名)
歴史 (普通件名)
歴史(ヘロドトス) (統一タイトル件名)

(2) 同形の統一タイトル件名が存在する場合、それぞれの統一タイトル件名に付記する。

例

舞姫(小説)
舞姫(歌集)

(3) 当作業指針「主題別作業指針」の各項目において指示のある場合はそれに従う。

- ・ 細目の結合については、当作業指針「統一タイトル件名に使用する細目」「細目の結合の可否一覧(件名標目の種類別)」を参照。

主標目 統一タイトル件名

統一タイトル件名に使用する細目

- ・ 統一タイトル件名に使用する細目は以下のものとする。

- ・ 形式細目
- ・ 主題細目(一般)
- ・ 「地誌」(地名のものの細目)
- ・ 統一タイトル件名独自の細目

【統一タイトル件名独自の細目】

- ・ 「国立国会図書館件名標目表 細目一覧」(以下、細目一覧)の「3.12 統一タイトル件名」に掲載した細目は、統一タイトル件名に限り使用する。普通件名、地名件名には使用しない。

(統一タイトル件名独自の細目)

- ・ 歌人
- ・ 植物
- ・ 動物

主標目 普通件名

普通件名新設基準

- ・ 既設の件名標目では表せない主題について、普通件名を新設する。普通件名を新設するにあたり、
 - (1) 原則として参考図書類による概念規定を行う。冊子体の参考図書を優先とし、インターネット情報は限定されたもののみ使用可とする。(当作業指針「普通件名新設時の参考図書類」を参照。)
 - (2) 原則として実績数の制限を設けない。

【詳細規定】

(1) 参考図書類による概念規定を前提とするが、以下の場合は参考図書類による裏付けを必要としない。

- ①時代細目を伴う「世界史」および国、地域。(当作業指針「時代細目・時代区分基準・時代細目結合方法」を参照。)

例

世界史 -- 18 世紀

ベトナム -- 歴史 -- 20 世紀

- ②「〇〇人(××在留)」「華僑(××在留)」の形式のもの。ただし、〇〇や××が地名であって既に件名標目として存在している場合、または〇〇や××が“外国”である場合。なお、××に当たる地名は、国名またはアメリカ合衆国の州名のレベルにとどめる。それより下の地名を用いて新設はせず、別個に付与する。

例

日本人(外国在留)

華僑(ハワイ州在留)

- ③「〇〇語(××用)」の形式のもの。ただし、「〇〇語」や「××」が既に件名標目として存在している場合。

例

トルコ語(法律用)

- ④「料理(〇〇)」の形式のもの。ただし、〇〇の部分が食物名であって既に件名標目として存在している場合。

例

料理(牛肉)

- ⑤芸術分野の件名標目(演劇、音楽、絵画、芸術、建築、彫刻、陶磁器、美術、舞踊)で、様式を表す「日本」「東洋」「イスラム」「西洋」を丸括弧で付記する場合。(当作業指針「芸術」を参照。)

例

彫刻(イスラム)

⑥4 字以上の漢字からなる複合名詞で、以下の両方の条件をみたすもの。

- a 複合されているそれぞれの要素の意味が参考図書類で確認でき、それらを総合すると複合名詞の意味になる。(○ 建設+事業=建設事業 × 交互+計算≠交互計算)
- b NDL-OPAC でのその言葉の使用状況を確認し、目安として、和図書タイトル中で使われている実績が5～10件、あるいは雑誌記事索引の論題名中で使われている実績が10件、あるいは日本の法律名に使用されている。
(例: 「知的障害者福祉法」→「知的障害者」「知的障害者福祉」)

例

林業土木

- ・ 典型的な形式

⑥-1 「○○統計」

例

医療統計

⑥-2 「○○教育」「○○研究」(当作業指針「教育、研究・指導」を参照。)

例

生物学研究

ニュージーランド研究

⑥-3 「○○料理」の形式のもの。(当作業指針「各地の料理」を参照。)

例

ミャンマー料理

⑥-4 「○○詩」「○○小説」「○○戯曲」「○○随筆」(当作業指針「各地の文学」を参照。)

例

オーストリア小説

(2) 原則として実績数の制限を設けないが、目安として、おおむね 5 件ほど実績ができた時点で作成することとする。以下のものについては、実績 1 件目から新設することを可とする。

- ① 既設の件名標目では全く表せない主題
- ② 社会的要請で増加が見込まれる主題
- ③ 以下に挙げるような、固有名的人格をもつ主題
国家名、民族・人種名、言語名、元素・化合物名、陶磁器名、動植物名(当作業指針「動植物」を参照。)
- ④ 【詳細規定】(1)に挙げたもののうち、
 - ・ 時代細目(一般)を伴う「世界史」および国、地域
 - ・ 「〇〇人(××在留)」「華僑(××在留)」の形式のもの
 - ・ 「〇〇語(××用)」の形式のもの
 - ・ 「〇〇料理」のうち、上位に相当する件名(「料理」を除く)が存在しないもの
 - ・ 芸術分野の件名標目(演劇、音楽、絵画、芸術、建築、彫刻、陶磁器、美術、舞踊)で、様式を表す「日本」「東洋」「イスラム」「西洋」を丸括弧で付記する場合

<別表>

	参考図書類による概念規定を必要とする	参考図書類による概念規定を必要としない
おおむね5件ほどの実績で作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「料理(〇〇)」 ・ 複合名詞 「〇〇統計」「〇〇教育」「〇〇研究」 「〇〇料理」「〇〇詩」「〇〇小説」「〇〇戯曲」「〇〇随筆」等
実績1件目から作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既設の件名標目では全く表せない主題 ・ 社会的要請で増加が見込まれる主題 ・ 固有名的人格をもつ主題 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時代細目(一般)を伴う「世界史」および国、地域 ・ 「〇〇人(××在留)」「華僑(××在留)」 ・ 「〇〇語(××用)」の形式のもの ※ 他の言語による「●●語(××用)」の件名標目が既に存在している場合 ・ 「〇〇料理」のうち、上位に相当する件名(「料理」を除く)が存在しないもの ・ 芸術分野の件名標目で、様式を表す「日本」「東洋」「イスラム」「西洋」を丸括弧で付記する場合

主標目 普通件名

普通件名の件名標目表収録基準

【細目付きではない件名標目】

- ・ 原則として収録対象とする。
- ・ ただし、以下のものは収録対象としない。

(1) 「主標目(地名)」の形の件名標目

(主標目のスコープノートに「供与国(発生地、出身地、等もあり)はカッコに入れて示す」と指示のあるもの)

例

経済援助(日本)

難民(キューバ)

注:○○人(××在留)、○○語(××用)、芸術(××)等は収録対象とする。

(2) 個々のスポーツ大会(当作業指針「スポーツ大会」を参照)

例

オリンピック競技(2006)

ワールドカップ(サッカー)(2002)

【細目付きの件名標目】

- ・ 原則として収録対象としない。
- ・ ただし、以下のものは収録対象とする。
 - (1) 一部の時代細目付き件名標目(当作業指針「時代細目・時代区分基準・時代細目結合方法」を参照。)
 - (2) 特殊細目付き件名標目(当作業指針「特殊細目」を参照。)

主標目 普通件名

適切な言葉の採用

- ・ 可能な限り差別的な言葉を件名標目として採用しない。
(既設の件名標目のうち、差別的な言葉は可能な限り訂正を行う。)

- ・ どの言葉が件名標目としてふさわしいかは、時代によって変化しうるものであるため、件名標目に採用した言葉がふさわしくなくなった際には、積極的にふさわしい言葉への訂正を行う。

主標目 普通件名

丸括弧を伴う件名標目

- ・ 丸括弧を伴う件名標目を使用するのは、以下の場合とする。なお、件名標目に丸括弧を付記する場合は、付記以外の部分について、参考図書類による概念規定を必要とする。

(1) 限定語の付記

- ・ 件名標目として採用した語だけでは意味が曖昧な場合(例 1)や、同じ語を複数の分野で使用する場合(例 2、例 3)は、限定語を補うことで件名標目の使用範囲を明確にする。限定語は丸括弧を用いて付記する。

例 1

転写(遺伝学)

例 2

救済(宗教)

救済(法律)

例 3

ロマン主義

ロマン主義(美術)

ロマン主義(文学)

ロマン主義(音楽)

(2) 芸術分野における様式の付記

- ・ 芸術分野の件名標目(演劇、音楽、絵画、芸術、建築、彫刻、陶磁器、美術、舞踊)においては、各様式を表すために丸括弧を用いて付記する。(当作業指針「芸術」を参照。)丸括弧で付記する様式には以下のものがある。

① 日本様式

美術(日本)

舞踊(日本)

② 東洋様式

音楽(東洋)

絵画(東洋)

③ イスラム様式

建築(イスラム)

陶磁器(イスラム)

④ 西洋様式

芸術(西洋)

彫刻(西洋)

(3) 事件名、戦争名等の年代の付記

- ・ 事件名、戦争名等を表す件名標目には、その事件の発生年、戦争の開始年・終了年を丸括弧を用いて付記する。(当作業指針「戦争・事件・事故」を参照。)

例

帝銀事件(1948)

太平洋戦争(1941～1945)

(4) その他、注記に指示がある場合

- ・ 一部の件名標目においては、「SN」(Scope Note: スコープノート)に丸括弧の付記について指示がある。

例

移民・植民〈地理区分〉

SN: 受入地による地理区分.発生地はカッコに入れて示す(例:「移民・植民(日本) -- ブラジル」は、ブラジルが受け入れた日本からの移民・植民を表す)

主標目 普通件名

普通件名新設時の参考図書類

(1) 参考図書

- 辞書または便覧で、語句の定義がはっきりと記載されているもの。

主な参考図書一覧

書名	出版者
岩波情報科学辞典	岩波書店
情報学事典	弘文堂
図書館情報学用語辞典	丸善
図書館用語集	日本図書館協会
JST科学技術用語シソーラス	昭和情報プロセス
医学用語シソーラス	医学中央雑誌刊行会
世界大百科事典	平凡社
哲学事典	平凡社
心理学辞典	有斐閣
現代倫理学事典	弘文堂
現代宗教事典	弘文堂
宗教年鑑	ぎょうせい
神道史大辞典	吉川弘文館
日本仏教史辞典	吉川弘文館
新キリスト教辞典	いのちのことば社出版部
新編日本史辞典	東京創元社
日本史広辞典	山川出版社
新編東洋史辞典	東京創元社
中国学芸大辞典	大修館書店
西洋史辞典	東京創元新社
最新地理学用語辞典	大明堂
現代政治学事典	ブレーン出版
国際政治経済辞典	東京書籍
新法学辞典	日本評論社
有斐閣法律用語辞典	有斐閣

書名	出版者
経済学辞典	岩波書店
有斐閣経済辞典	有斐閣
ビジネス・経営学辞典	中央経済社
基本経営学用語辞典	同文館出版
金融用語辞典	東洋経済新報社
社会学事典	弘文堂
労働用語辞典	日刊労働通信社
社会福祉用語辞典	ミネルヴァ書房
福祉社会事典	弘文堂
学校教育辞典	教育出版
世界教育事典	ぎょうせい
文化人類学事典	弘文堂
防衛用語辞典	国書刊行会
岩波理化学辞典	岩波書店
科学大辞典	丸善
マグロー・ヒル科学技術用語大辞典	日刊工業新聞社
岩波数学辞典	岩波書店
数学小辞典	共立出版
物理学辞典	培風館
化学辞典	東京化学同人
天文学辞典	地人書館
地学事典	平凡社
岩波生物学辞典	岩波書店
生態学事典	共立出版
最新医学大辞典	医歯薬出版
南山堂医学大辞典	南山堂
医学書院医学大辞典	医学書院
環境大事典	日刊工業新聞社
環境事典	旬報社
建築大辞典	彰国社
機械用語大辞典	日刊工業新聞社
原子力用語辞典	コロナ社
電気電子用語大事典	オーム社
エレクトロニクス用語事典	オーム社

書名	出版者
家政学用語辞典	朝倉書店
調理用語辞典	全国調理師養成施設協会
最新農業小事典	農業図書
新獣医学辞典	チクサン出版社
森林・林業百科事典	丸善
水産・海洋辞典	水産社
最新商業辞典	同文館出版
マーケティング辞典	同文館出版
現代交通観光辞典	創成社
観光学辞典	同文館出版
新潮世界美術辞典	新潮社
新編音楽中辞典	音楽之友社
映画大全集	メタモル出版
スポーツ科学辞典	大修館書店
言語学大辞典	三省堂
広辞苑	岩波書店
日本国語大辞典	小学館
現代用語の基礎知識	自由国民社
集英社世界文学事典	集英社

(2)インターネット情報、オンライン辞書

- ・ 以下のものに限定する。ただし、原則として冊子体の参考図書を優先する。

①官庁ホームページ

②『ジャパンナレッジプラス』内で以下のもの

- 『日本大百科全書』
- 『日本国語大辞典』
- 『デジタル大辞泉』
- 『情報・知識 imidas』
- 『現代用語の基礎知識』

③『kotobank』内で以下を除いたもの

- 『朝日新聞掲載「キーワード」』
- 『海藻海草標本図鑑』

④『goo 辞書』

- ・記録方法については、当作業指針「件名標目新設時の根拠の記録」を参照。

主標目 普通件名

普通件名「を見よ」参照

- ・一つの概念に対して複数の語が考えられる場合、標目形に採用しなかった語を参照形とすることにより検索を可能とする。参照形とする言葉には、以下の種類がある。

(1) 同じ概念に対する異なる標記形

例

標目形	デジタルカメラ
「を見よ」参照	ディジタルカメラ

(2) 概念に差違はあるものの、使い分けることが困難または使い分ける必要性が薄いもの

例

標目形	無線通信
「を見よ」参照	無線電信

(3) 頭字語(アクロニム)

例

標目形	地理情報システム
「を見よ」参照	GIS (GIS= <u>G</u> eographic <u>I</u> nformation <u>S</u> ystems)

(4) 略語のうち、人口に膾炙したもの

(採用基準の目安は、参考図書類に採用されているものとする)

例

標目形 プレゼンテーション

「を見よ」参照 プレゼン

(5) BSH

当作業指針「BSH」を参照。

(6) LCSH

当作業指針「LCSH」を参照。

主標目 普通件名

BSH

- ・ 個々の件名標目に対応する基本件名標目表第4版(以下、BSH)の件名標目を「を見よ」参照に記録する。

【記録対象】

- ・ 「を見よ」参照として記録する BSH は、当該件名標目と同一の概念のものを選択する。

【記録形式】

- ・ 「を見よ」参照が複数存在する場合、BSH は最初に記録する。
記録形式は以下のとおり。

(1) 「を見よ」参照およびそのよみ

- ・ BSH の標目形およびその読みを記録する。

(2) 名称種類

- ・ BSH の典拠番号を記録する。

例

「を見よ」参照 いぬ(犬)

名称種類 BSH4:00037800

主標目 普通件名

LCSH

- ・ 個々の件名標目に対応する米国議会図書館件名標目表 (Library of Congress Subject Headings: 以下、LCSH) の件名標目を「を見よ」参照に記録する。

【記録対象】

- ・ 「を見よ」参照として記録する LCSH は、当該件名標目と同一の概念のものを選択する。同一の概念が LCSH に存在しない場合、上位語を記録することはしない。
- ・ 件名標目が複数の定義を持つ場合、該当する LCSH を複数記録する。
(ただし、件名新設の必要はないか等検討の上で行う。)
- ・ 同一の概念を持つ LCSH が細目付き件名である場合も、「を見よ」参照として採用する。

【記録形式】

- ・ 「を見よ」参照が複数存在する場合、LCSH はその一番下に記録する。
記録形式は以下のとおり。(△はスペースを表す。)

(1) 「を見よ」参照

- ・ LCSH の形式を採用する。(末尾にピリオドを入れない。)

例

- Online library catalogs
- × Online library catalogs._

- ・ 細目付き件名は、細目の区切りとして、「△--△」(スペース、ハイフン、ハイフン、スペース)を使用する。

例

Academic libraries△--△Reference services
(LCSH での表記: Academic libraries Reference services)

- ・ 該当する LCSH に JIS コードを持たない記号付きアルファベット(アクセント、ウムラウト等)が使われている場合は、JIS コードを持つアルファベット(記号の付かないもの)に置き換えて記録する。

(2) 名称種類

- ・ LCSH の典拠番号(LC Control Number)を記録する。

例

「を見よ」参照	Alpaca
名称種類	LCCN: Δsh85003800

例

「を見よ」参照	Iwakura Shisetsudan△(Japan)
名称種類	LCCN: Δn78011412

- ・ 確立した典拠レコードが存在しない場合は、アクセス日付(年月)を付記する。

例

「を見よ」参照	Students△--△Uniforms
名称種類	LCSH△(200909)

主標目 普通件名

普通件名「を見よ」参照(BT・NT・RT)

- ・ 普通件名において、関連性の深い件名標目同士を相互に参照することにより、よりの確な検索を可能とする。このような参照を「を見よ」参照と呼ぶ。
- ・ 「を見よ」参照は、単に関連する件名標目へ導くだけでなく、件名標目同士の関係性(上位語、下位語、関連語)を表示することにより、件名標目同士の階層構造を示し、個々の件名標目の定義を明確にする役割をも担う。
- ・ 「を見よ」参照は、3 種類の指示記号を用いて表示する。

「BT」(Broader Term): 上位語

「NT」(Narrower Term): 下位語

「RT」(Related Term) : 関連語

【原則】

- ・ 件名標目表に収録する普通件名のみ、「をも見よ」参照を行う。
ただし、地名は「をも見よ」参照の対象とはしない。(例外:日本と西洋 BT 日本)
- ・ 「をも見よ」参照の対象は、件名標目表内における直近上位語、直近下位語、関連語とする。TT (Top Term:「最上位語」)は設定しない。
「をも見よ」参照は必須ではない。(基準を満たす件名標目が存在しない場合には、「をも見よ」参照は必要ない。)
- ・ 件名標目には分野により詳細度の違いがあるため、直近上位／下位とのレベルの差に違いが出てもよいこととする。
- ・ 件名新設の際は、周辺領域の「をも見よ」参照の見直しを行い、適宜訂正を行う。
- ・ 「をも見よ」参照先の件名標目との使い分けをスコープノートに積極的に記録する。

【記録形式】

- ・ 参照先典拠 ID: 参照先の件名標目の典拠レコード ID を記録
- ・ 名称種類／「をも見よ」: 参照先の件名標目の名称の種類を以下の形式で記録
 BT (上位語の場合に記録)
 NT (下位語の場合に記録)
 RT (関連語の場合に記録)
- ・ 記録は、BT、NT、RT の順とする。それぞれの中の順序は特に問わない。

【階層関係(BT、NT)の基準】

(1) 階層関係の原則

- ・ 同一カテゴリーにおける件名標目の、直近の上位語(BT)、下位語(NT)とする。

注:カテゴリーとは、ここでは、件名標目の示す概念を分析して得られる属性(本質的な性質)を意味する。カテゴリーには具象的なものもあれば、抽象的なものもある。たとえば、「生物」「物」「行為」「事象」「場所」「学問分野」等。

例:「模倣」は[行為]のカテゴリーに属する

同一カテゴリーにおける関係とは、基本的な属性を共有する件名標目同士の関係といえる。

例:「イチョウ」と「サメ」は[生物]という属性を共有する

- ・ 階層関係の構築は、原則として主標目のみに着目して検討する。((5)④を参照)

(2) 階層関係の種類

- ・ 原則として以下の①～③の関係性にある場合に階層関係とすることができる。

① 種類関係(クラスとそのメンバー)

例

ゴリラ

BT: 類人猿 (ゴリラは類人猿の一種である)

ジェット機

BT: 航空機 (ジェット機は航空機の種類である)

鉄道政策

BT: 交通政策 (鉄道政策は交通政策の一種である)

② 部分と全体との関係(全体「X」がほぼ必ず、その一部分として「Y」を含む場合)

- ・ 条件: 以下の a～d のいずれかに適合すること

a: 生物の組織および器官

例

末梢神経

BT: 神経系 (末梢神経は神経系の種類とはいえないが、神経系を構成する一部分である)

b: 学問分野・研究領域

例

音韻論

BT: 言語学 (音韻論は言語学の一領域である)

c: 階層的な社会構造・制度

例

夫婦

BT: 家族 (夫婦は家族の一部分である)

公的扶助

BT: 社会保障 (公的扶助は社会保障制度を構成する一部分である)

d: 上記以外の「部分と全体の関係」

- ・ 上記 3 例の関係から外れる「部分と全体の関係」についても、種類関係では階層関係が組めない場合のみ、階層関係とすることができる。
- ・ この場合、のちに種類関係での上位語に相当する件名標目が新設されたときは、そちらに階層関係を組替えて部分全体関係による階層関係は解除する。

例

子ども部屋

BT: 住宅建築

(「子ども部屋」の種類関係での上位語に相当するのは「部屋」であるが、件名標目表に「部屋」が存在しないため、a から c に該当しない部分と全体の関係にある「住宅建築」を BT としている。後に件名標目「部屋」が新設された場合は BT: 部屋として、住宅建築との階層関係は解除する。)

海水浴場

○ RT: 海岸 (【連想関係(RT)の基準】(2) ② h 参照)

× BT: 海岸

(「海水浴場」と「海岸」とは部分と全体の関係であるが、種類関係での BT「保養地」が存在するため、「海岸」を BT とすることはできない。)

③ 複合語件名(「△△と▲▲」という形の件名標目)と個々の概念(要素)

例

宗教と科学

BT: 宗教

BT: 科学

(3) 重合階層関係

- ・ 一つの件名標目が、二つ以上の階層関係に属する場合もある。

例

無線 LAN

BT:無線通信 (無線通信における種類関係)

BT:LAN (LANにおける種類関係)

視神経

BT:脳神経 (脳神経における種類関係)

BT:眼 (眼における部分全体関係)

- ・ 複合語件名の場合、「△△と▲▲」という複合語件名の形で直近上位の件名標目があれば、それもBTに採用する。

例

共産主義と宗教

BT:共産主義

BT:宗教

BT:社会主義と宗教 (共産主義 BT:社会主義)

(4) 「をも見よ」参照注記(SA)の使用

- ・ 下位の件名標目の数が膨大な場合は、逐一対象となる件名標目をNTで表すことをせず、「をも見よ」参照注記(SA)によって示す。なお、下位の件名標目からのBTへの参照も行わない。

例

言語

○ SA:個々の言語の件名をも見よ

× NT:英語、イタリア語、中国語、…

戦争

○ SA:個々の戦争の件名をも見よ

× NT:ナポレオン戦争、日露戦争(1904～1905)、…

(5) 階層関係における注意事項

① カテゴリー

- ・ 同一カテゴリーであっても、件名標目表中に存在する直近以外のものは階層関係とはしない。

例

ゴリラ

× BT:哺乳類 (ゴリラの直近上位は「類人猿」)

- ・ 同一カテゴリーに属さない場合は階層関係とはみなさない。

例

自動車

- RT:自動車産業 (【連想関係(RT)の基準】(2) ② d 参照)
- × BT:自動車産業 (「自動車」は「輸送機械」のカテゴリー、「自動車産業」は「産業」のカテゴリーに属す。)

- ・ 特に学問と専門用語の関係に注意する。

例

整数論

- BT:代数学

整数

- × BT:代数学 (「整数論」であれば BT:代数学となるが、「整数」自体は学問そのものではないので、同一カテゴリーではない。)

② 複数の要素をもつ件名標目

- ・ ある件名標目に、実際には下位概念となるような複数の要素が含まれていて、その内の一要素とのみ BT とみなせる件名標目が存在する場合でも、それを BT とはしない。

例

恩赦

- × BT:更生保護
(件名標目「恩赦」にはその下位概念として、法令恩赦と個別恩赦の二つの要素があるが、ともに個別の件名標目は設けずに、「恩赦」を使用している。このうち個別恩赦については件名標目「更生保護」の下位語にあたるが、「恩赦」と「更生保護」とを階層関係にはしない。)

③ NDC 階層と件名階層との関係

- ・ NDC も階層的な構造になっているが、件名標目の階層関係とは必ずしも一致するものではなく、以上の基準と一致しない点も多い。NDC の階層関係を参考とすることはできるが、そのみを根拠として階層関係を決定することはできない。上位語と下位語とで代表分類が大きく異なる場合もある。

例

NDC の項目 361.4 社会心理学
361.45 コミュニケーション

コミュニケーション

○ BT: 行為 (代表分類 151.2)

コミュニケーション

× BT: 社会心理学

④ 「を見よ」参照と階層関係にある件名標目が存在する場合

- ・ 原則として、階層関係の構築は主標目のみに着目して行うため、「を見よ」参照についてのみ BT や NT に相当する件名標目が存在しても階層関係とはしない。ただし、「を見よ」参照と階層関係にある件名標目は、運用上の観点から関連性が深いと判断できるため、連想関係 (RT) とする。

例

ユビキタスコンピューティング (「を見よ」参照: ユビキタス情報社会)

○ RT: 情報化社会

× BT: 情報化社会

(「を見よ」参照の「ユビキタス情報社会」と「情報化社会」との関係は階層関係に相当するが、主標目である「ユビキタスコンピューティング」と「情報化社会」とはカテゴリーが異なるため階層関係とはならない。)

⑤ 丸括弧による限定詞を伴う件名標目

- ・ ○○(△△)という形式の件名標目については、おおむね BT: ○○となることが多いが、BT: △△となる事例も存在するのでカテゴリーの判断に注意すること。また、○○、△△以外の語が BT となる場合もある。

例

航空機(農業)

BT: 航空機 (カテゴリーは航空機)

ケンブリッジ学派(経済学)

BT: 経済学 (カテゴリーは経済学)

酸素装置(航空機)

BT: 航空機用機器

⑥ 複数の参考図書類間の定義のぶれへの対処

- ・ 同じ語であっても参考図書類により、定義されるカテゴリーが異なることもある。この場合、複数の件名標目と階層関係を組むことも可能であるが、当該件名標目の件名標目表における定義づけ、書誌レコードへの付与実績の傾向等を検討して適切に取捨する。

例

憑物（世界大百科事典の定義：憑霊現象、広辞苑の定義：人にのりうつったものの霊）

BT:怪異

RT:靈魂

【連想関係(RT)の基準】

(1) 連想関係の原則

- ・ 階層関係には相当しないが、件名標目間に強い関係性があるため、その関係性を典拠レコード中に明示することが適当である場合、同一カテゴリーの件名標目であるか異なるカテゴリーの件名標目であるかに関わらず、連想関係とすることができる。
ただし、(2)および(3)を参考として慎重に検討する。

(2) 連想関係の基準

- ・ 以下に示した関係性に相当する場合は、積極的に連想関係とする。

① 同一カテゴリーに属するもの

- ・ 同一カテゴリーに属するが、概念が階層関係にあるのではなく、概念の重複が著しいもの。階層関係に近い関係を持つが、上下関係と断じ切れないものもここに含める。

例

宣伝

RT:広告（概念が著しく重複している）

祝祭日

RT:休日

（祝祭日の多くは休日だが、休日ではない例もあるため、祝祭日のBTが休日であるとは断定できない）

② 異なるカテゴリーに属するもの

a 学問分野とその対象

例

地震学

RT:地震

b 人とその人の活動領域

例

物理学者

RT:物理学

c 特定の対象を持つ行為、事象(制度、道具等)とその対象

例

濾過

RT:濾過器 (濾過するための道具)

行政改革 (行政を対象とした行為)

RT:行政

RT:行政組織

労働基準法 (労働条件を対象とした法律)

RT:労働条件

児童福祉 (児童を対象とした活動)

RT:児童

d 産業とその対象

例

自動車産業 (自動車を対象とした産業)

RT:自動車

e 事象とその性質

例

犯罪

RT:違法性 (犯罪の性質に違法性が挙げられる)

f 行為、事象とその結果(強い因果関係を持つものに限る)

例

地震

RT:震災 (地震の結果、震災という災害が発生する)

工業

× RT:環境問題

(工業は環境問題の原因となりうるが、工業以外の原因も多数存在するため、RTとして明示はしない)

g 行為、事象とその対抗概念

例

犯罪予防

RT:犯罪

殺虫剤

RT:害虫

h 階層関係に相当しない部分全体関係(【階層関係(BT、NT)の基準】(2) ②を満たさないもの)

例

海水浴場

○ RT:海岸

× BT:海岸

i 「を見よ」参照と階層関係にある件名標目(【階層関係(BT、NT)の基準】(5) ④ 参照)

(3) 連想関係における注意事項

① 連想関係の基準に適合しない例

- ・ (2)に挙げた例以外でも強い連想関係で結ばれる件名標目は存在する。その場合、慎重に検討した上で、連想関係とする。ただし、安易な連想関係の構築は、シソーラス構造の統制を妨げるので慎重に検討する。

例

耐震建築

RT:耐震構造

署名

RT:立法

② 連想関係とはしない例

- ・ 連想語からさらに連想を働かせてはいけない。また、主観的な連想による関連語は採用しないようにする。

例

議会

× RT:法律 (議会→立法→法律と連想を繰り返している)

芸術

× RT:爆発 (主観的な連想)

雪

× RT:スキー (主観的な連想)

- ・ 共通のBTを持つ件名標目同士でも、(2)を満たしていなければ、連想関係とはしない。

例

過失犯

× RT:危険犯 (ともにBT:犯罪)

【各主題・領域における注意事項】

歴史

- ・ 歴史上の事件とそれが生起した時代とは、階層関係・連想関係とはしない。

例

赤穂事件(1701～1703)

× BT:日本 -- 歴史 -- 江戸初期

- ・ 各国の時代を表す件名標目(時代細目付き)同士は、階層関係とする。

例

日本 -- 歴史 -- 江戸初期

○ BT:日本 -- 歴史 -- 江戸時代

- ・ 時代が部分的にしか重なっていない場合は、階層関係とはしない。

【「をも見よ」参照の具体的事例】

例

心臓

- BT:循環器 (臓器という同一カテゴリの中での直近上位)
- × BT:内臓 (臓器という同一カテゴリではあるが、直近ではない)
- × NT:心臓病 (同一カテゴリではない。臓器←心臓/疾病←心臓病)
- RT:心臓病 (同一カテゴリではないが関連性が強い)
- × RT:医学 (同一カテゴリではなく、関連性も弱い)

動物学

- BT:生物学 (学問分野という同一カテゴリでの直近上位)
- × BT:動物 (学問分野←動物学/生物・学問対象←動物)
- RT:動物 (動物は動物学の研究対象である)
- × RT:植物学 (ともにBT:生物学だが、RTの基準は満たしていない)

主標目 普通件名

普通件名「をも見よ」参照注記(SA)

- ・ 一つの件名標目から複数の件名標目へ導く場合、個別に「をも見よ」参照を行うのではなく、注記によって包括的に参照の指示を行う。これを「をも見よ」参照注記と呼び、「SA」を用いて指示する。「SA」を用いるのは以下の場合である。

(1) 細目への指示

- ・ 件名標目を主標目としても細目としても使用する場合、「SA」を用いて注記することにより、細目への指示を行う。

例

句読法

SA:主題細目「句読法」をも見よ(言語を表す件名の細目として用いる。例:中国語 -- 句読法)

- ・ 例では、件名標目「句読法」は、主標目としてだけでなく、各言語を表す件名標目に結合する細目としても使用することができる。「SA」を用いて注記することにより、細目「句読法」への指示を行っている。
- ・ 結合できる主標目の範囲に制限がある場合には、その旨も「SA」を用いて注記する。例では、結合できる主標目が各言語を表す件名標目に限定されることを、「SA」を用いて示している。
- ・ なお、主標目としては使用できない件名標目から細目への指示を行う場合は、「SA」ではなく「USE」を用いる。詳細は、当作業指針「「を見よ」参照注記(USE)」を参照。

(2) 下位語が多数存在する場合の指示

- ・ 前述のとおり、下位概念に当たる件名標目が存在する場合は、「NT」を用いて「をも見よ」参照を行う。ただし、件名標目によっては、下位概念に当たる件名標目の数が膨大となるため、「SA」を用いて注記することにより、簡素化を図る。

例

民族〈地理区分〉

SA:個々の民族の件名をも見よ(例:アイヌ)

「民族」という件名標目の下位概念として、「ダフル族」「カシナワ族」等個々の民族名が多数存在する。これらについては、個々に「NT」を採用するのではなく、「SA」を用いて注記することにより、一括して参照を行っている。

主標目 普通件名

スコープノート(SN)

- ・ 件名標目によっては、使用範囲がわかりづらいことや、類似する件名標目との使い分けが難しいことがある。また、その件名標目を使用するにあたり留意すべきことが存在する場合もある。このような、件名目録作業に有益な情報は、スコープノートに記録する。

- ・ 「SN」に注記する内容は以下の5種類に分けられる。

(1) 件名標目の使用範囲の限定

「SN」を用いて注記することにより、当該件名標目の使用範囲を明確にする。

例

城跡

SN: 建物の残っていない歴史的な遺跡・遺物に使用。

(2) 類似する件名標目との使い分けの説明

例

学校通信

SN: 学校経営・学級経営の一環として教師が作成する通信に使用。

SN: 児童・生徒自身が作成する新聞には「学校新聞」(典拠 ID00562176)を使用。

「学校通信」と類似した件名標目「学校新聞」との使い分けを「SN」を用いて注記することにより、作業担当者によって使用方法に揺れが起こらないようにする。

(3) 主標目・細目の使い分けの指示

細目としても使用できる件名標目の場合、必要に応じて主標目として使う場合と細目として使う場合の使い分けの説明を記録する。

例

会話

SA: 主題細目「会話」をも見よ(言語を表す件名の細目として用いる。例: マラーティー語 -- 会話)

SN: 主標目としては、数力国語対照の会話書に使用。

SN: 細目としては、個々の言語の会話書に使用。

(4) 結合する細目の説明

細目を結合できる件名標目の場合、必要に応じて結合する細目の説明を記録する。

例

人生訓〈主題区分〉

SN: 読者対象による主題区分(例: 人生訓 -- 経営者)

ある件名標目に対し、適用範囲を表す件名標目を細目として結合することを主題区分と呼び(詳細は、当作業指針「主題区分」を参照。)、細目として使用できる件名標目の範囲に制限がある場合がある。上の例では、細目として使用できる件名標目は、人生訓の読者対象を表す件名標目に限定しており、経営者に対する人生訓ならば「人生訓 -- 経営者」、女性に対する人生訓ならば「人生訓 -- 女性」のように結合する。このように、細目として使用できる件名標目の範囲に制限がある場合は、「SN」に注記する。

例

植民地〈地理区分〉

SN: 植民地化された地域による地理区分。宗主国はカッコに入れて示す(例:「植民地 -- アフリカ」はアフリカに存在する植民地を表す。「植民地(フランス) -- アルジェリア」は、フランスを宗主国とするアルジェリアに存在する植民地を表す)

件名標目「植民地」は、植民地化を行った国を表す場合は宗主国名を丸括弧を用いて付記し(例:「植民地(フランス)」)、植民地化された地域を表す場合は地名細目を用いる(例:「植民地 -- アフリカ」)。植民地化された地域、植民地化を行った国の双方が特定できる場合には、「植民地(フランス) -- アルジェリア」のように結合する。このような、細目結合時の特別な指示は、「SN」に注記する。

(5) その他、件名標目使用に当たって特に留意すべき事項

細目結合時の特別な指示等、件名標目を使用するに当たって留意すべきことが存在する場合は、「SN」に注記する。

- ・ 典拠レコードでは、性質の異なるスコープノートは分けて記録する。

例

地球温暖化

SN: 温室効果の結果としての気候変化,およびその気候変化によって引き起こされる諸問題について使用. (当該件名標目の使用範囲の限定)

SN: 温室効果ガスのみを取り上げた資料については「温室効果」(典拠 ID00576626)を使用.
(類似件名標目との使い分けの説明)

主標目 共通事項

件名標目新設時の根拠の記録

- ・ 標目形の根拠は、以下の形式で記録する。

【参考図書】

- ・ 年次、版次があるものは必ず記録する。

例

広辞苑 第6版

- ・ 記録する形式はその参考図書の書誌レコードを参考とし、タイトルが一般的な名称の場合は必要に応じて出版者名を丸括弧で付記する。

例

保育用語辞典 第2版(ミネルヴァ書房)

【目録対象資料】

例

初出資料

【インターネット情報】

- ・ アクセス年月を丸括弧で付記する。

例

環境省ホームページ(200910)

NDL-OPAC(200906)

goo 辞書(200906)

- ・ 一括検索できるサービスの場合は、各コンテンツ名を記録する。

例

情報・知識 imidas(200910)

主標目 共通事項

典拠レコード注記

- ・ 以下の項目について、典拠レコード注記に記録する。

1. 統一タイトル件名

- ・ 当該資料の著编者、生没年等を記録する。

例

資本論

典拠レコード注記 Marx,Karl Heinrich(1818-1883)による著作

- ・ 法律名は改正日、公布日、施行日等を記録する。

例

母体保護法

典拠レコード注記 1996年6月優生保護法を一部改正

2. 普通件名新設後、以前付与されていた件名の情報について

- ・ 件名新設後、書誌レコードの遡及訂正が完全にはできなかった場合、以前使われていた件名を以下のように典拠レコード注記に注記する。

典拠レコード注記 当件名新設(****年**月**日)以前の整理では、「標目その1」と「標目その2」を合わせて付与。

例

インターネット

典拠レコード注記 当件名新設(2001年5月25日)以前の整理では、「データ伝送」と「通信網」を合わせて付与。

3. 普通件名の地理区分・主題区分・細目使用開始時期の情報について

- ・ 書誌レコードの遡及訂正が完全には出来なかった場合、地理区分・主題区分・細目使用を開始した時期を注記する。

例

金器・銀器

細目指示注記 地理区分

典拠レコード注記 地理区分(200909)

4. 普通件名の LCSH 検索を行った結果について

- ・ 普通件名に対応する LCSH 検索を行ったが見当たらなかった場合に注記する。

例

紡績業

典拠レコード注記 LCSH 見当たらず(200606)

細目

事前結合方式

- ・ 件名標目は、用語同士をあらかじめ結びつけて主題を表現する。これを「事前結合方式」という。

例

「青森県におけるリンゴの栽培の歴史年表」

「リンゴ」という主題、「栽培」という行為、「青森県」という地域、「年表」という資料形式が含まれる。

件名標目 リンゴ -- 栽培 -- 青森県 -- 歴史 -- 年表

- ・ 先頭の主題(主標目)に後ろから結びつく用語を特に「細目」と呼ぶ。細目は主題のさまざまな側面を表現する。細目は、(1)主題の地域を特定する「地名細目」、(2)地域を表す件名標目の細目として結合する「地名のものの細目」、(3)主題の時代を特定する「時代細目」、(4)主標目の後に主題を表す細目を結合することにより、件名標目の表す内容を詳細にする「主題細目」、(5)辞書、年表、名簿等資料の形式を表す「形式細目」、(6)特定の件名標目のもとでのみ使用できる「特殊細目」に大別できる。
- ・ 個々の細目については、当作業指針「地名細目・地理区分基準」「地名のものの細目」「時代細目・時代区分基準・時代細目結合方法」「主題細目」「形式細目」「特殊細目」を参照。
- ・ 細目を結合する際の基本的な順序は以下のとおりである。

主標目 -- 主題細目 -- 地名細目 -- 時代細目 -- 形式細目

例

日本中世の自然災害史の年表

件名標目 自然災害 -- 日本 -- 歴史 -- 中世 -- 年表

※仮に、扱われている時代が中世ではなく江戸時代であれば

件名標目 自然災害 -- 日本 -- 歴史 -- 江戸時代 -- 年表

※地域がヨーロッパであれば

件名標目 自然災害 -- ヨーロッパ -- 歴史 -- 中世 -- 年表

となる。

- ・ なお、地域性が優先される場合は以下の順序となる。

地名 -- 地名のものの細目 -- 時代細目 -- 形式細目

例

アフガニスタンの政治

件名標目 アフガニスタン -- 政治

19世紀アフガニスタン政治史

件名標目 アフガニスタン -- 政治 -- 歴史 -- 19世紀

- ・ また、[主題] -- [主題細目] という結びつきについては、おおむね、[事物・具象] -- [過程・行為] という順序に則している。

例

気候変化 -- シミュレーション

都市計画 -- シミュレーション

細目

地名細目・地理区分基準

- ・ 件名標目の後に地名を表す細目を結合することにより、地域を特定することが可能である。これを地理区分と呼び、結合する細目を地名細目と呼ぶ。

例

看護教育〈地理区分〉

- ・ 例のように「〈地理区分〉」の指示がある件名標目は、資料の内容に応じて「看護教育 -- 日本」「看護教育 -- ヨーロッパ」のように地名細目を結合することができる。

【原則】

- ・ 普通件名のうち、概念的に地理区分可能なものは原則すべて地理区分可能とし、細目指示注記を入れる。

【細目に使用する地名の基準】

- ・ 地名細目として使用できる件名標目は、最小の行政単位の地名までとし、行政単位より狭い地名では地理区分を行わない(「太平洋戦争(1941～1945) -- 会戦 -- 硫黄島」等一部例外あり)。
- ・ 細目として使用する地名件名は下表のとおりとする。

	行政単位名	広範な地域名
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国名 ・ 都道府県名 ・ 市町村 ・ 東京都特別区 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の都道府県にまたがる地方名 (東北地方、関東地方、北陸地方、中部地方、東海地方、近畿地方、阪神地方、中国地方、山陰地方、山陽地方、瀬戸内海地方、四国地方、九州地方、北九州地方、南九州地方)
外国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国名 ・ 州名・省名 ・ 都市名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の国の総称 例: アジア、東南アジア、アジア(東部)、ヨーロッパ、ベネルクス ・ 複数の国をまたがる広範な地域名 例: コーカサス、バスク地方 ・ 国家に属さない地域名 例: 極地、熱帯地方 ・ 一国内における方位による区分 例: アメリカ合衆国(西部)、中国(西南部)

- ・ 上記(表)以外の地名(自然地名等)は、原則として細目として使用しない。
また、細目を結合しない。

例

- 地域開発 -- 千葉県
- × 地域開発 -- 千葉県 -- 印旛沼
- × 地域開発 -- 印旛沼

- 関東地方 -- 伝記
- ・ × 富士山 -- 伝記

- ・ 資料整理時点で、当該地域の最新の名称を付与する。

例

上福岡市生涯学習基本計画

○ 社会教育計画 -- 埼玉県 -- ふじみ野市

× 社会教育計画 -- 埼玉県 -- 上福岡市

【地名細目の結合方法】

- 日本については、国名、関東地方等複数の都道府県にまたがる地方名、都道府県名、政令指定都市名(東京都特別区を含む)は、地理区分できる件名標目に直接結合する。これを直接地理区分と呼ぶ。また、政令指定都市以外の市名および町村名は、都道府県名を間に挟んで地理区分を行う。このような上位の地名を挟んで行う地理区分を間接地理区分と呼ぶ。

日本	国名 広範な地域名 都道府県名 政令指定都市名	直接地理区分 例: 気象 -- 日本 気象 -- 関東地方 気象 -- 埼玉県 気象 -- さいたま市 気象 -- 東京都台東区	
	政令指定都市以外の市町村名	間接地理区分 例: 気象 -- 埼玉県 -- 川越市 気象 -- 埼玉県 -- 大利根町(埼玉県)	
外国	アメリカ合衆国 以外	国名 広範な地域名	直接地理区分 例: 気象 -- 中国 気象 -- アジア(東部) 気象 -- 中国(西南部)
		国より狭い行政単位名 (最新の国名に結合して 地理区分)	間接地理区分 例: 気象 -- イギリス -- スコットランド 気象 -- イギリス -- ノーフォーク州 気象 -- イギリス -- ロンドン
	アメリカ合衆国	国名 広範な地域名 州名 ワシントン(D.C.)	直接地理区分 例: 気象 -- アメリカ合衆国 気象 -- アメリカ合衆国(西部) 気象 -- カリフォルニア州 気象 -- ワシントン(D.C.)
		州より狭い行政単位名	間接地理区分 例: 気象 -- カリフォルニア州 -- ロサンゼルス

【地理区分の範囲の限定】

- ・ 日本にしか当てはまらない概念は、日本国内の地名に限定した地理区分を行うこととし、「日本」および外国の地名は地名細目としない。日本国内の地名に限定して地理区分を行う場合は、その旨を「SN」を用いて注記する。

例)

埴輪〈地理区分〉

SN: 日本国内の地方名,都市名による地理区分(例:埴輪 -- 埼玉県)

SN: 日本国内のものに使用.

- ・ 上の例は、日本国内の地方名(例:埴輪 -- 関東地方)、都道府県名(例:埴輪 -- 埼玉県)、市町村名(例:埴輪 -- 大阪府 -- 高槻市)による地理区分のみが可能な例であり、「埴輪 -- 日本」「埴輪 -- 中国」等それ以外の地名による地理区分は行えない。

細目

地名のもとの細目

- ・ 一部の件名標目は、地名を表す件名標目の細目として結合することにより、地域を特定することが可能である。このように結合する細目を地名のもとの細目と呼ぶ。
- ・ 地名のもとの細目として使用できる件名標目は、「USE」または「SA」に指示を記録する。

例

政治

SA: 地名のもとの細目「政治」をも見よ(例:オーストラリア -- 政治)

国境

SA: 地名のもとの細目「国境」をも見よ(例:ロシア -- 国境 ; カンボジア -- 国境 -- ベトナム)

SN: 特定の国との間の国境の場合は,細目「国境」の後に当該国名を結合する(例:「メキシコ -- 国境 -- アメリカ合衆国」はメキシコにおけるアメリカ合衆国との間の国境を表す)

【選定基準】

- ・ 地名のもとの細目として使用する件名標目は、以下のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国や地域の特性を表すもの(例:政治)
- (2) 地名で挟んで表現するもの(例:国境)

【結合方法】

- ・ 地名のものの細目を結合できる地名件名は、地名細目に使用する地名件名の基準と同様とする。(詳細は、当作業指針「地名細目・地理区分基準」を参照。)
- ・ 地名細目とする際に間接地理区分となる地名の場合も、上位レベルの地名は主標目とせず、該当地名のみを主標目とする。

例

- 川越市 -- 歴史
- × 埼玉県 -- 川越市 -- 歴史

細目

時代細目・時代区分基準・時代細目結合方法

- ・ 件名標目の後に時代を表す細目を結合することにより、時代を特定することが可能である。これを時代区分と呼び、結合する細目を時代細目と呼ぶ。

【原則】

- ・ 原則としてすべての普通件名において時代区分可能とする。
- ・ 時代区分は国名レベル以上でのみ行う。

例

- カトリック教会 -- 日本 -- 歴史 -- 江戸時代
- × カトリック教会 -- 長崎県 -- 歴史 -- 江戸時代
- ※「長崎県」は国より狭い地名であるため、時代区分を行わない。

- ・ 「細目一覧」の「4 時代細目」に掲載する時代細目一覧から該当する時代を選び結合することによって、時代区分を行う。

(詳細は【結合方法】を参照。)

- ・ 各国の時代細目は、原則として時代細目一覧に倣うこととするが、以下の国・地域については、時代細目一覧に掲載されない時代細目(以下、「独自の時代細目」と呼称)の使用を認める。そのうち一部の国・地域については独自の時代細目の新設も認める。
(詳細は【結合方法】(3) 独自の時代細目を使用する場合を参照。)

<独自の時代細目を使用できる国・地域(以下、「Aグループ」と呼称)>

アメリカ合衆国、イギリス、イタリア、イラン、インド、エジプト、キューバ、スペイン、台湾、中国、朝鮮、ドイツ、トルコ、パキスタン、フィンランド、フランス、ベトナム、ヨーロッパ、ロシア、ローマ(注:古代ローマ)

【件名標目表収録基準】

- ・ 原則として時代細目付き件名は件名標目表への収録対象とはしない。
- ・ ただし、以下(1)~(3)に挙げる時代細目付き件名については収録対象とする。
 - (1) 世界史 -- [時代細目]
 - (2) 日本 -- 歴史 -- [時代細目]
 - (3) [地名] -- 歴史 -- [時代細目]の形式で、かつ[地名]がAグループの国・地域に相当するもの

注:時代細目一覧に掲載される[時代細目]を結合した件名標目であっても収録対象とする。

【結合方法】

注:時代細目は、「細目一覧」には「歴史」を補った形で掲載している。

(1) 日本

- ・ 以下の場合には「細目一覧」の「4 時代細目 4.2 日本」を使用する。
 - ①主標目もしくは地名細目として、「日本」が使われている場合
 - ②日本にしか当てはまらない概念の場合
(「日本」で地理区分を行わないもの等 例:日本料理、町屋等)
- ・ 「時代細目 日本」から、該当する時代をカバーする「歴史 -- [時代細目]」を選択し、使用する。

例

日本 -- 歴史 -- 昭和前期

<地名> <「歴史」+時代細目>

カトリック教会 -- 日本 -- 歴史 -- 安土桃山時代 -- 史料
 <主題> <地名細目> <「歴史」+時代細目> <形式細目>

神社 -- 歴史 -- 江戸時代
 <主題> <「歴史」+時代細目>

※下線は、「時代細目 日本」から採用した「歴史 -- [時代細目]」(以下、同様)

(2) 日本以外の国・地域、および地理区分しない場合

- ・ 「細目一覧」の「4 時代細目 4.1 一般」から、該当する時代をカバーする「歴史 -- [時代細目]」を選択し使用する。

例

スポーツ -- インドネシア -- 歴史 -- 1945～
 <主題> <地名細目> <「歴史」+時代細目>

ルーマニア -- 歴史 -- 1945～
 <地名> <「歴史」+時代細目>

社会保障 -- 法令 -- アメリカ合衆国 -- 歴史 -- 20世紀
 <主題> <主題細目> <地名細目> <「歴史」+時代細目>

アメリカ合衆国 -- 外国関係 -- アラブ諸国 -- 歴史 -- 1945～
 <地名> <地名のものと細目> <地名細目> <「歴史」+時代細目>

国際政治 -- 歴史 -- 19世紀 (地理区分しない場合)
 <主題> <「歴史」+時代細目>

(3) 独自の時代細目を使用する場合

- ・ 以下の場合は「時代細目 一般」に掲載する時代細目のほかに独自の時代細目も使用することができる。
 - ① 主標目もしくは地名細目として【原則】のAグループに該当する国・地域が使われている場合
 - ② Aグループの国・地域にしか当てはまらない概念の場合(「アメリカ文学」「ベトナム語」等)
- ・ 該当する時代をカバーする「[地名] -- 歴史 -- [時代細目]」を選択し、使用する。

例

トルコ -- 歴史 -- オスマン帝国時代

<地名> <「歴史」+独自の時代細目>

イギリス -- 風俗・習慣 -- 歴史 -- ヴィクトリア女王(1837～1901)

<地名> <主題> <「歴史」+独自の時代細目>

- ・ Aグループのうち一部の国・地域については独自の時代細目を新設できる。

(4)「歴史」を挟まずに時代細目を結合する場合

- ・ 時代細目が結合される主題が既に歴史の意味を含んでいる場合、「歴史」を挟まずに時代細目を結合する。

<対象となる件名>

世界史、法制史 等

- ・ 時代細目一覧の「歴史 -- [時代細目]」から、「歴史」を除いた時代細目部分のみを結合する。

例

○ 法制史 -- イギリス -- 中世

× 法制史 -- イギリス -- 歴史 -- 中世

○ 世界史 -- 21 世紀

× 世界史 -- 歴史 -- 21 世紀

細目

「主標目(主体となる地名) -- 客体となる地名」の形をとる件名の時代細目

- ・ 件名標目が「主標目(主体となる地名) -- 客体となる地名」の形をとる場合、主標目あるいは地名細目に含まれる地名の、どちらの独自の時代細目も、使用を可とする。

- ・ ただし、どちらかに「日本」が含まれる場合には、できる限り日本の時代細目を含む件名標目を付与する。

例

移民・植民(日本) -- ブラジル -- 歴史 -- 昭和前期

細目

主題細目

- ・ 件名標目の後に主題を表す細目を結合することにより、件名標目の表す内容を詳細にすることが可能である。主題を表す細目を主題細目と呼ぶ。
- ・ 主題細目として使用する件名標目は、「USE」または「SA」に指示を記録する。

例

《分析》

USE: 主題細目「分析」を見よ(自然科学分野の物質を表す件名の細目として用いる。例: マグネシウム -- 分析)(技術分野の物質を表す件名の細目として用いる。例: 排気ガス -- 分析)

SN: 抽象的な概念(例: 無機化学; 技術革新)の細目としては使用しない

価格

SA: 主題細目「価格」をも見よ(例: 医薬品 -- 価格)

- ・ 主題細目には、結合先の件名標目に制限がある場合とない場合がある。最初の例は一定の範囲に限定された件名標目にのみ結合できる場合であり、次の例は特に制限がない場合である。最初の例では、自然科学分野、技術分野の件名標目のうち、物質を表す件名標目の細目としてのみ使用できる旨を注記している。
- ・ 一部の主題細目は、他の主題細目に重ねて使用できる。

例

法令

SA: 主題細目「法令」をも見よ(例: 環境問題 -- 法令 -- イタリア)

SN: 二つ目の主題細目としても使用(例:有害物質 -- 安全管理 -- 法令 -- ドイツ)

例は、二つ目の主題細目としても使用できる場合である。主題細目を重ねて使用することにより、件名標目の表す内容をより詳細にすることが可能である。

- ・ 主題細目とする件名標目に地理区分の指示がある場合は、その主題細目に続けて地理区分を行うことができる。なお、地理区分はその直前の件名標目の地理区分指示に従って行うため、「[主標目] -- [主題細目]」の形式においては、主標目の地理区分指示ではなく、主題細目の地理区分指示によって、地理区分を行う。

例

《栽培》〈地理区分〉

USE: 主題細目「栽培」を見よ(栽培植物を表す件名の細目として用いる。例:稲 -- 栽培 -- 岩手県)

化石〈地理区分〉

SA: 主題細目「化石」をも見よ(生物を表す件名の細目として用いる。例:鹿 -- 化石 -- 青森県 -- 下田町(青森県))

SN: 出土場所による地理区分

- ・ ただし、主標目の性質を考慮して地理区分を行う。

例

○ 国立大学法人 -- 法令

× 国立大学法人 -- 法令 -- 日本

細目

主題区分

- ・ 主題区分とは、その主題をさらに特定するために、件名標目を細目として結合する措置のことである。

例

図書分類〈主題区分〉

例は、〈主題区分〉の指示がある例であり、「図書分類 -- 医学」のように、件名標目の対象となる主題領域による細分が可能である。

- ・ 主題区分が可能な件名標目においては、細目としては使用できない件名標目をも細目として結合することができる。「労働問題」は細目としては使用できない件名標目だが、件名標目「図書分類」が主題区分可能な件名標目であるため、「図書分類 -- 労働問題」のように結合することができる。
- ・ 主題区分として使用する件名標目の範囲に制限がある場合は、「SN」に注記する。

例

入学試験〈主題区分〉

SN: 教育機関名による主題区分(例:入学試験 -- 大学)

細目

形式細目

- ・ 件名標目に形式を表す細目を結合することにより、資料の出版形式、叙述形式を表すことが可能である。形式を表す細目を形式細目と呼ぶ。
- ・ 形式細目として使用する件名標目は、「USE」または「SA」に指示を記録する。

例

《用語》

USE: 形式細目「用語」を見よ(例:リハビリテーション -- 用語)

カタログ

SA: 形式細目「カタログ」をも見よ(例:機械 -- カタログ)

- ・ 形式細目には、結合先の件名標目に制限がある場合とない場合がある。例は二つとも制限がない場合である。制限がある場合は、「USE」または「SA」に注記する。

例

《あらすじ》

USE:形式細目「あらすじ」を見よ(文学,芸能を表す件名の細目として用いる.例:文学 -- あらすじ;日本小説 -- 歴史 -- 明治以後 -- あらすじ;歌劇 -- あらすじ)

- ・ 形式細目は、行政単位・広範な地域名に結合して使用することができる。

例

横浜市 -- 写真集

細目

特殊細目

- ・ 特定の件名標目のもとでのみ使用できる細目を特殊細目と呼ぶ。特殊細目は、主標目に結合した形で、すべて件名標目表に収録する。

例

議会 -- 特権と免除

- ・ 特殊細目は限定的に使用する。細目は、一定のルールに従って一般的に運用するのが望ましいが、細目を使用せずに表現することが難しく、かつその細目を使用できる件名標目がごく限られる場合にのみ、特殊細目として運用する。例の「対独協力」は他の件名標目に結合して使用することはできない。

例

世界戦争(1939～1945) -- 対独協力

- ・ 特殊細目として使われる細目については、単独の件名標目を作成しない。
「[標目] -- [特殊細目]」の形で件名標目を作成し、件名標目表に収録する。

例

光学的性質 （件名標目は作成せず）

金属 -- 光学的性質 （件名標目を作成し件名標目表に収録）

細目

「を見よ」参照注記(USE)

- ・ 主標目としては使用できない細目の指示は「SA」でなく「を見よ」参照注記(USE)を用いる。なお、件名標目表においては、主標目としては使用できない細目は《 》で囲んでいる。

例 結合できる主標目の範囲に制限がある場合

《型》

USE: 主題細目「型」を見よ(古典芸能, 武道を表す件名の細目として用いる. 例: 歌舞伎 -- 型)

タイトル 歌舞伎の型の検証

件名標目 歌舞伎 -- 型

細目を結合する際の基準

結合順序

- 主標目が地名以外の場合と、地名の場合では結合順序が異なる。

【主標目が地名以外の場合】※実線は必須の要素、破線は必須ではない要素を表す。

①主題	②主題細目	③地名細目	④「歴史」+ 時代細目	⑤形式細目
(主標目 ／主標目 +特殊細目)	(主題細目 ／主題細目+ 二つ目に使用で きる主題細目) ※主題区分時に 細目として結合 する件名標目も 含む	※直前の要素が 地理区分可の 場合のみ		

例

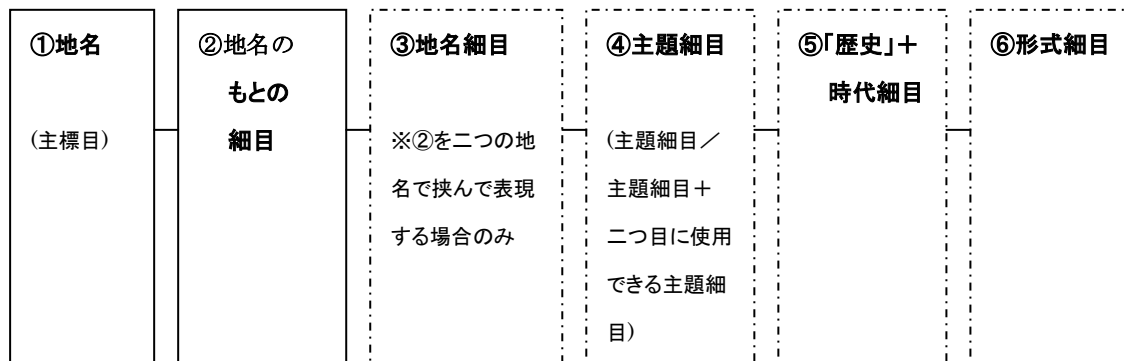
公企業 -- 会計 -- 日本 -- 歴史 -- 昭和時代 -- 書目

<主題> <主題細目> <地名細目> <「歴史」+時代細目> <形式細目>
(地理区分可)

有害物質 -- 安全管理 -- 法令 -- ドイツ

<主題> <主題細目> <二つ目の主題細目> <地名細目>
(地理区分可)

【主標目が地名の場合】 ※実線は必須の要素、破線は必須ではない要素を表す。



例

日本 -- 政治 -- 歴史 -- 昭和時代 -- 書目

<地名> <地名のもとの細目> <「歴史」+時代細目> <形式細目>

日本 -- 外国関係 -- アメリカ合衆国 -- 歴史 -- 平成時代 -- 史料

<地名> <地名のもとの細目> <地名細目> <「歴史」+時代細目> <形式細目>

日本 -- 商業 -- 法令 -- 情報サービス

<地名> <地名のもとの細目> <主題細目> <二つ目の主題細目>

細目を結合する際の基準

細目の結合の可否一覧(件名標目の種類別)

・個人名、家族名、団体名には細目を結合しない。

・細目を結合できる地名は、細目に使用できる地名件名の基準と同様とする。

(詳細は当作業指針「地名細目・地理区分基準」を参照。)

件名標目の種類	細目の結合	例
個人名	×	× 夏目//漱石(1867-1916) -- 目録
家族名・氏族名	×	× 藤原(氏) -- 歴史

件名標目の種類		細目の結合	例
団体名		×	× 国立国会図書館 -- 歴史 × 東照宮(日光市) -- 写真集 × 学士会 -- 名簿
会議名		×	× 国際歴史学会議 -- 歴史
地名	自然地名等	×	× 三浦郡(神奈川県) -- 歴史 × 秩父地方 -- 地誌 × 院内銀山 -- 歴史
	行政単位、広範な地域名	○	○ 東京都 -- 名簿 ○ 欧州連合 -- 政治 ○ 関東地方 -- 地誌
	建築物・土木構造物名等	×	× 成田空港 -- 歴史
統一タイトル 詳細は、当作業指針「統一タイトル件名に使用する細目」を参照。		○ ただし、細目「歴史」は×	○ 源氏物語 -- 評釈 ○ 朝日新聞 -- 索引 ○ 覚せい剤取締法 -- 判例 ○ 国際電気通信条約 -- 用語 × 源氏物語 -- 歴史
普通件名		○	○ フィギュアスケート -- 写真集

主題別作業指針 0類 総記

情報処理

【件名標目の使い分け】

- ・ 情報科学分野におけるデータの処理やコンピュータを用いた情報処理等を主題とする資料には、主に以下のように件名標目を付与する。

① コンピュータを利用した情報処理一般には、件名標目「情報処理」を付与する。

例

タイトル 最新情報処理概論

件名標目 情報処理

- ② データ提供サービスには、件名標目「情報サービス」を付与する。

例

タイトル IT サービスマネジメントの仕組みと活用 : ITIL 入門
件名標目 情報サービス

タイトル わが国における医薬品/治験薬安全性情報管理の現状と問題点
件名標目 医薬品 -- 情報サービス

- ③ 情報システムのしくみ・全体の管理には、件名標目「情報システム」を付与する。

例

タイトル システムはなぜダウンするのか : 知っておきたいシステム障害、信頼性の基礎知識
件名標目 情報システム

タイトル 流通システム標準化事業広報・普及活動報告書
件名標目 ○商品流通 -- 情報システム
×商品流通 -- データ処理

- ④ 個々のデータのデータ操作には、件名標目「データ処理」を付与する。

例

タイトル 昔の映像・音楽・写真をデジタル化する方法
件名標目 データ処理

各分野における個別具体的なデータ操作には、主題細目「データ処理」を使用する。

主題細目「データ処理」は、「○○の情報をデータ処理すること」「○○のデータを処理する技術」の意味で使用する。「○○におけるデータ処理」の意味では使用しない。

例

タイトル JP1によるジョブ管理の実践ノウハウ
件名標目 経営情報 -- データ処理 (「経営情報をデータ処理する」の意味)

主題別作業指針 0類 総記

ソフトウェア

- ・ 製品としてのコンピュータシステム・ソフトウェアを主題とする資料には、件名標目「ソフトウェア」を付与する。

例

タイトル ソフトウェアパターン
件名標目 ソフトウェア

- ・ 汎用ソフトウェアのマニュアル本等には、件名標目を付与しない。

例

タイトル Excel VBA 逆引き便利帖
件名標目 (付与しない)

主題別作業指針 0類 総記

「用語」「辞書」「便覧」

- ・ 用語集・辞書・便覧には、形式細目「用語」「辞書」「便覧」を使用する。それぞれの形式細目の使い分けは、以下のとおりとする。

【用語】

- ・ 以下の条件を満たすものに使用する。
 - (1) 五十音順等の一定の音順で配列されている。
 - (2) 学術用語等の一覧、対応等ではあるが、語義・語釈・説明文がない。

例

微生物学 -- 用語

- ・ 各主題における外国語－日本語の用語集には、主題細目「用語」を用いて「(主題) -- 用語」を付与する。「××語(○○用) -- 用語」とはしない。

例

タイトル 日本医学会医学用語辞典：英和
件名標目 ○ 医学 -- 用語
× 英語(医学用) -- 用語

【辞書】

- ・ 以下の条件を満たすものに使用する。
 - (1) 五十音順等の一定の音順で配列されている。
 - (2) 語義・語釈・説明文がある。
- ・ 音順排列ではないが、参考図書として使用できるものは、「便覧」として扱う。

例

洋菓子 -- 辞書
民法 -- 日本 -- 辞書

【便覧】

- ・ 以下の条件を満たすものに使用する。(以下のすべてに該当する必要はない)
 - (1) 参考図書として使用できる。
 - (2) ある主題分野について、包括的に扱っている。
 - (3) 項目が体系的に排列されている。
 - (4) 各事項が体系的、要約的に解説されている。
 - (5) 学術的数値、データが、図表等にまとめられている。
 - (6) 索引が付いている。
 - (7) 「事典」「便覧」「要覧」「ハンドブック」等がタイトルに含まれる。

例

水産業 -- 便覧

主題別作業指針 0類 総記

図鑑

- ・ 主標目が生物系、鉱物系の図鑑には、細目「図集」を使用する。ただし、参考図書として使えなければ、図・写真が多用されていても、細目「図集」は用いない。

例 犬の図鑑

犬 -- 図集

- ・ 生物系・鉱物系以外の図鑑には、細目「図集」は使用しない。

例 宇宙の図鑑

○ 宇宙

× 宇宙 -- 図集

例 日本の歴史の図鑑

○ 日本 -- 歴史

× 日本 -- 歴史 -- 図集

主題別作業指針 0類 総記

記念論文集

- ・ 記念論文集には、その対象となっている個人名件名、団体名件名を付与する。
(「日本目録規則 1987 年版改訂 3 版」24.1.0.1 ア)による。)
- ・ 当作業指針「個人名件名新設・付与基準」「団体名件名新設・付与基準」を参照。

主題別作業指針 0類 総記

「会議録」「論文集」「抄録」

- ・ 会議録・論文集・抄録には、形式細目「会議録」「論文集」「抄録」を使用する。それぞれの形式細目の使い分けは、以下のとおりとする。

【会議録】

- ・ 機関が開催する会議の正式記録として、発表論文の全文、抄録、発表時の討論内容を収録した資料に使用する。
- ・ 原則として、書誌レコードの注記として「会期・会場」が記録される資料に使用する。
- ・ 学術論文とそれ以外の部分（口語体の部分、エッセイ、スライド原稿を貼付しただけの部分等）が混在している場合は、学術論文が全体のおおむね 8 割以上を占める場合に使用する。
- ・ 内容にオリジナリティがないものには使用しない。（研修会、講習会、概論等）

【論文集】

- ・ タイトル等からはっきり論文集とわかるものに使用する。
- ・ 学術論文集に限り使用する。
（学術論文とみなすかどうかは、文体、文献注の有無、等を参考に判断）
- ・ 学術論文とそれ以外の部分（口語体の部分、エッセイ、スライド原稿を貼付しただけの部分等）が混在している場合は、学術論文が全体のおおむね 8 割以上を占める場合に使用する。
- ・ 学術論文集であっても、単一の著者の論文集には使用しない。
- ・ その他、使用しない場合
 - (1) 会議録
 - (2) 講座もの
（あるテーマを総括的に学習する目的で出版者が企画し、有識者が執筆した叢書）
 - (3) 分担執筆もの（共著）

(体系的章立てが執筆に先行し、後から執筆者をあてたもの。内容細目は記録されていない)

(4) 内容にオリジナリティがないもの

【抄録】

- ・ 学術論文の要点をまとめた資料、抜粋した資料、等に使用する。
- ・ 学術論文の抄録であっても会議の抄録集、要旨集には使用しない。
(形式細目「会議録」を使用)

主題別作業指針 0類 総記

雑誌・新聞

【件名標目の付与基準】

- ・ 個々の雑誌または新聞が主題の資料には、雑誌名・新聞名を統一タイトル件名として付与する。

【件名標目の形式】

- ・ 原則として「雑誌名(雑誌)」または「新聞名(新聞)」の形で件名標目として採用する。

根拠とする参考図書類の優先順位

- ① 世界大百科事典
 - ② 広辞苑
 - ③ その他の参考図書類
 - ④ NDL-OPAC
 - ⑤ 目録対象資料
- ・ タイトルからジャンルが判断できる場合は、丸括弧の付記を省略してもよい。

例

エコノミスト(新聞)

朝日新聞

赤い鳥(雑誌)

- ・ テレビマガジン
- ・ 統一タイトル件名として採用できない場合は、「[主題] -- 雑誌」「[主題] -- 新聞」を付与する。

例 経済誌の場合

経済 -- 雑誌

主題別作業指針 0類 総記

団体史

当作業指針「名称・組織変更した団体」を参照。

主題別作業指針 1類 哲学・宗教

人文・社会・科学技術書等

- ・ 個々の著作の研究書には、原則として統一タイトル件名を付与する。

【根拠とする参考図書類の優先順位】

(1) 日本の古典籍

- ① 国書総目録 (読み方がわからない場合は『国書読み方辞典』も参照)

または

日本古典籍総合目録

- ② 世界大百科事典
- ③ 広辞苑
- ④ その他の参考図書類
- ⑤ NDL-OPAC
- ⑥ 目録対象資料

(2) 漢籍

- ① 中国学芸大事典
- ② 世界大百科事典
- ③ 広辞苑
- ④ その他の参考図書類
- ⑤ NDL-OPAC
- ⑥ 目録対象資料

(3) その他

- ① 世界大百科事典
- ② 広辞苑
- ③ その他の参考図書類
- ④ NDL-OPAC
- ⑤ 目録対象資料

- ・ 統一タイトル件名として採用できる場合、著者が明らかであれば、統一タイトル件名と併せて個人名件名を付与する。
- ・ 統一タイトル件名として採用できない場合は、主題を表す普通件名を付与する。著者が明らかであれば、併せて個人名件名を付与する。
- ・ 中国の古典で、経典名と個人名件名が同一の場合は、経典名に(経典)を付記する。
また、経典名と同一の人名が必ずしもその経典の著者とは断定できないので(弟子等が編集しているため)、著者としての個人名件名は付与しない。

例

タイトル 「老子」の読み方
件名標目 老子(経典)

ただし、その人物も主題となる資料ならば、個人名件名を併せて付与する。

例

タイトル タオー老子
件名標目 1 老子(経典)
件名標目 2 老子(579?-499?B.C.)

主題別作業指針 1類 哲学・宗教

哲学

- ・ 古典的哲学書(おおむね 20 世紀初頭までのもの)については、主題が容易に把握できない場合には、件名標目を付与しなくてもよい。

例

タイトル/著者	論理学 / ヘーゲル
件名標目	論理学

タイトル/著者	方法序説 / デカルト
件名標目	(付与しない)

主題別作業指針 1類 哲学・宗教

宗教

【普通件名と団体名件名の使い分け】

- ・ 各宗教や各宗派を主題とする資料には、それぞれを表す件名標目を付与する。ただし、以下のとおり、普通件名と団体名件名とに区別する。
- ・ 古来からある宗教・宗派は、普通件名とする。
- ・ 新興宗教および古来からある宗教の支部は、宗教団体として扱い、団体名件名とする。

日本における「新興宗教」の定義は『広辞苑』を根拠とする。具体的には 1853 年(ペリー来航)を境と考える。

【新設基準】

- ・ 普通件名として扱うものについては、当作業指針「普通件名新設基準」を見よ。

- ・ 団体名件名として扱うものについては、『宗教年鑑』を根拠として作成する。『宗教年鑑』に掲載されていない団体は作成せず、普通件名も付与しない。

【細目の付与基準】

- ・ 普通件名として扱う宗教・宗派に結合する細目のうち、「教義」「感想・説教」については、以下の各宗派においては使用しない。

① 禅宗各派

○禅宗 -- 感想・説教

×曹洞宗 -- 感想・説教（「禅宗 -- 感想・説教」を使用）

特に教団の特性を論じている場合には、「曹洞宗」等の宗派名を併せて付与する。

② 日蓮宗各派

○日蓮宗 -- 教義

×日蓮正宗 -- 教義（「日蓮宗 -- 教義」を使用）

- ・ 宗教団体として扱うものには、細目は付与しない。（団体名であるため）
（当作業指針「細目の結合の可否一覧（件名標目の種類別）」を参照。）

例 神恩教の教義

○ 神恩教

× 神恩教 -- 教義

主題別作業指針 1類 哲学・宗教

寺社

- ・ 個々の寺院や神社を主題とする資料には、寺社名を団体名件名として付与する。
- ・ 寺社の団体名件名の形式は、「団体名標目の選択・形式基準 4-20 宗教団体」を参照。

主題別作業指針 1類 哲学・宗教

仏典

- ・ 件名標目「仏典」は、仏典一般の研究書に付与する。ただし、「大蔵経」そのものにも、件名標目「仏典」を付与する。
- ・ 個々の仏典についての研究書には、原則として統一タイトル件名を付与する。その際、使用する参考図書類およびその優先順位は、以下のとおりとする。
 - ① 大蔵経全解説大事典(雄山閣)
 - ② 仏書解説大辞典(大東出版社)
 - ③ 岩波仏教辞典
 - ④ その他の参考図書類
 - ⑤ NDL-OPAC
 - ⑥ 目録対象資料
- ・ 仏典の著者が明らかであれば、統一タイトル件名と併せて個人名件名を付与する。

主題別作業指針 2類 歴史・地理・地誌・紀行

歴史

- ・ 歴史一般を主題とする資料には、件名標目「歴史」を使用する。世界の時間軸に則った体系的な資料には、件名標目「世界史」を使用する。
- ・ 各地の歴史や個々の事象の来歴については、細目「歴史」を使用する。

例

文房具 -- 歴史

- ・ ただし、時代細目を伴う「歴史」は、本来の意味合いと異なり、時代区分を付与する為の符号として使用する場合がある。

例 江戸時代の絵画の作品集

絵画(日本) -- 歴史 -- 江戸時代 -- 画集

- ・ 主標目自体に歴史の意味が含まれる場合(「法制史」「世界史」等)、または主標目が歴史的イベントを表す場合(「明治維新」「関東大震災(1923)」等)は、細目「歴史」を付与しない。
- ・ 形式細目「伝記」「図集」「画集」等を付与する資料は、歴史の流れではなく歴史上のある時点の事象を扱っているため、「〇〇 -- 歴史 -- 伝記」「〇〇 -- 歴史 -- 図集」「〇〇 -- 歴史 -- 画集」とはしない。

例 時代を限定しない、古い酒器の図集

○ 酒器 -- 図集

× 酒器 -- 歴史 -- 図集

例 安土桃山時代の人物の叢伝

○ 日本 -- 歴史 -- 安土桃山時代 -- 伝記

例 日本の歴史上の人物の叢伝(時代非限定)

○ 日本 -- 伝記

× 日本 -- 歴史 -- 伝記

- ・ 形式細目によっては「〇〇 -- 歴史 -- 形式細目」の形でも用いるため、判断に注意を要する。

例 日本の歴史の論文集

○ 日本 -- 歴史 -- 論文集

主題別作業指針 2類 歴史・地理・地誌・紀行

戦争・事件・事故

- ・ 個々の戦争、事件、事故等を主題とする資料には、戦争名等を表す普通件名を付与する。普通件名を新設する場合には、当作業指針「普通件名新設基準」による。新設できない場合には、上位概念の普通件名を付与する。

例

タイトル 二・二六事件とは何だったのか

件名標目 二・二六事件(1936)

タイトル 悲劇の真相：日航ジャンボ機事故調査の677日

件名標目 日航機墜落事故(1985)

タイトル 英国高速鉄道ハットフィールド脱線事故の真相

件名標目 鉄道災害 -- イギリス

- ・ 戦争名、事件名等を表す件名標目には、戦争の開始年・終了年やその事件の発生年を丸括弧を用いて付記する。

例

世界戦争(1914～1918)

南京事件(1937) -- 歴史観

主題別作業指針 2類 歴史・地理・地誌・紀行

会戦・合戦

【会戦】

- ・ 近代における大部隊相互の戦闘には「会戦」を付与する。各戦争における個々の会戦には、主題細目「会戦」を使用する。

「(戦争名を表す普通件名) -- 会戦 -- (地名)」

- ・ 一般に流布している名称は、適宜、参照形に追加する。
- ・ 地名は、国名より狭い範囲であっても例外的に間接地理区分としない。

例

タイトル クルスク大戦車戦
 件名標目 ○ 世界戦争(1939～1945) -- 会戦 -- クルスク
 × クルスク戦車戦 (←参照形とする)
 × 世界戦争(1939～1945) -- 会戦 -- ロシア -- クルスク

- ・ また、地理区分の細目として通常は採用しない、行政単位より狭い地名についても「会戦」の地理区分には用いる。

例

タイトル 真珠湾攻撃
 件名標目 ○ 太平洋戦争(1941～1945) -- 会戦 -- 真珠湾
 × 真珠湾攻撃 (←参照形とする)
 × 太平洋戦争(1941～1945) -- 会戦 -- ハワイ州

- ・ ただし、例外的に一般に流布している名称で作成されているものもある。

例

タイトル 連合艦隊 vs バルチック艦隊 : 日本海海戦 1905
 件名標目 日本海海戦(1905)

- ・ 地域が特定できれば、海戦や空戦であっても細目「会戦」を用いて地理区分し、地域が特定できない場合には、「[戦争名] -- 海戦」「[戦争名] -- 空戦」等を付与する。

例

タイトル 海戦史話
 件名標目 世界戦争(1914～1918) -- 海戦

【合戦】

- ・ 日本国内の近世初頭までの戦闘には「合戦」を付与する。

例

合戦 -- 新潟県

主題別作業指針 2類 歴史・地理. 地誌. 紀行

地域研究

- ・ 国および広範な地域の研究を主題とする資料には、以下のように件名標目を付与する。
- ・ 件名標目「〇〇研究」がすでに存在するならば、これを付与する。

例

日本研究

- ・ 「〇〇研究」の形式で参考図書類により根拠が得られれば、新設し付与する。
- ・ 「〇〇研究」の形で件名標目が存在せず、参考図書類による根拠も得られない場合は、NDL-OPACでのその言葉の使用状況を確認する。目安として、和図書タイトル中で使われている実績が5～10件、あるいは雑誌記事索引の論題名中で使われている実績が10件程ある場合は、一般に流布している言葉と判断し、新設可とする。実績数が基準に満たない場合は、「〇〇」のみを付与する。

例:「ニュージーランド研究」の形で件名標目が存在せず、参考図書類による根拠も得られない場合は、使用状況を確認する。実績数が目安となる件数を満たす場合は、「ニュージーランド研究」を新設する。満たさない場合は、代わりに「ニュージーランド」を付与する。

- ・ 一国内の地域に関する総合的な学習研究活動の理論・方法には、地名のものの細目「地域学」を使用する。

例

佐賀県 -- 地域学

主題別作業指針 2類 歴史・地理・地誌・紀行

国名

【件名標目の形式】

- ・ 国名件名は、基本的に外務省ホームページ(各国・地域情勢)に依拠する。
→ <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>>
(ただし、国によっては、外務省ホームページ(各国・地域情勢)とは異なる形を採用する。)
- ・ 「王国」「共和国」等、政体を表す言葉は、原則として採用しない。
(外務省ホームページ(各国・地域情勢)に依拠する場合でも、政体を表す言葉ははずすので、その形では採用しない。)

例

- オーストリア
- × オーストリア共和国

- ・ ただし、政体を表す言葉を付与しないと同名の国家と区別できない等の場合には採用する。

例

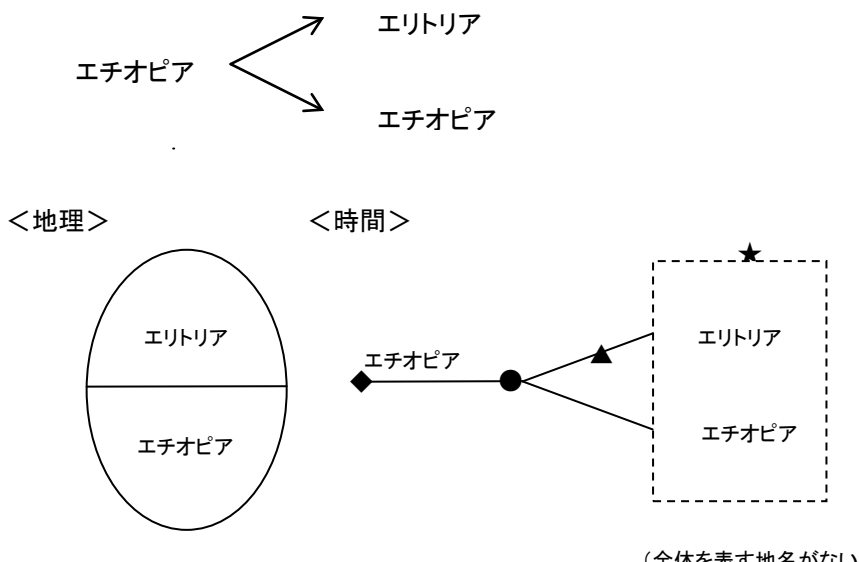
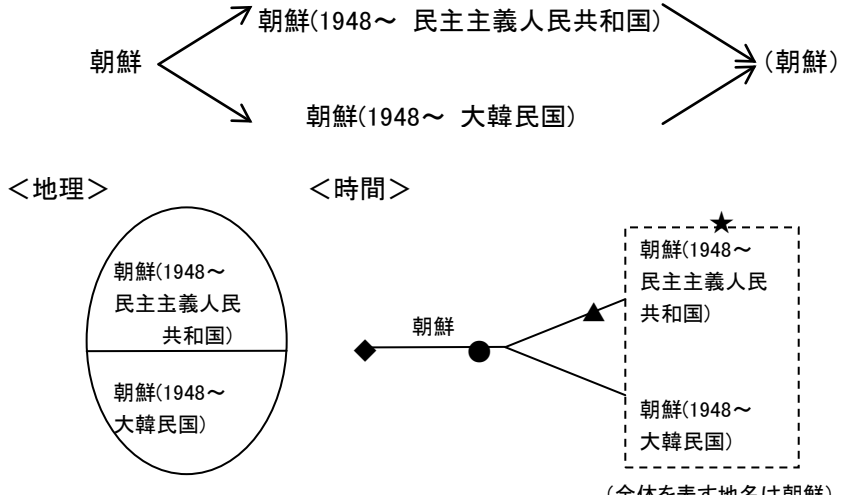
- コンゴ民主共和国
- コンゴ共和国

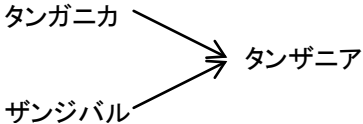
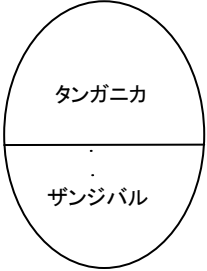
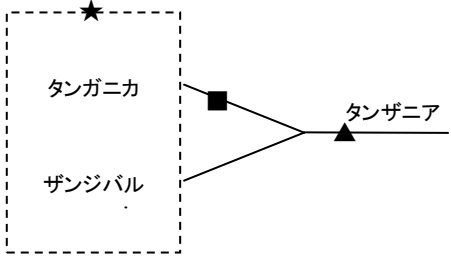
【付与基準】

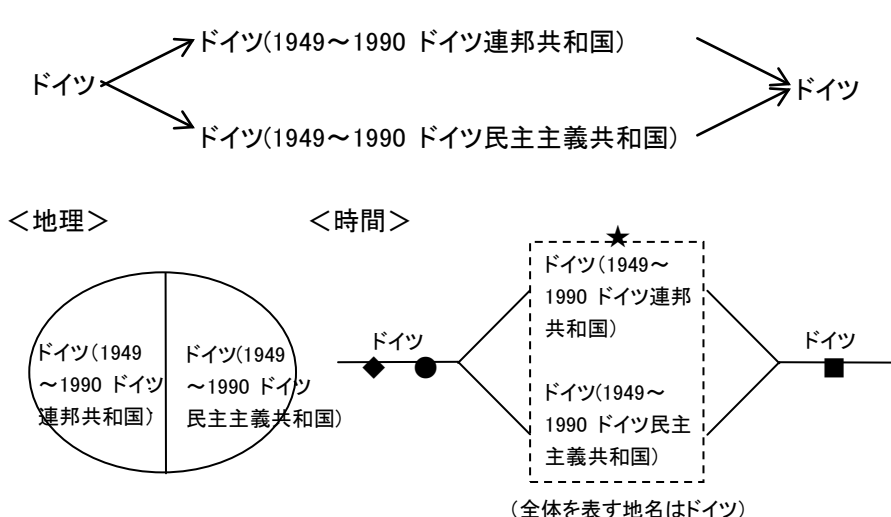
- ・ 国名は、おおむね 19 世紀末以前と以後とに分けて運用する。

国名	付与基準
歴史上の国名(19世紀末以前)	<p>【地理的範囲がおおむね現在と変わらない、または現在の国家につながると一般に考えられている歴史上の国名(王朝名)】</p> <p>原則 1: 整理時点で最新の国名を使用する。 (それぞれの時代細目については、当作業指針「時代細目・時代区分基準・時代細目結合方法」を参照。)</p> <p>【地理的範囲が大幅に現在と異なる歴史上の国名】</p> <p>原則 1: 著作の内容にあわせて、新設可とする。</p> <p>原則 2: 歴史上の用語と考え、それ以上の時代区分はしない。 ただし、古代ローマについては例外として時代区分可とする。 例:ローマ -- 歴史 -- 共和政時代</p>

国名	付与基準
<p>歴史上の国名(19世紀末以前)</p>	<p>注:「地理的範囲が大幅に現在と異なる」とは</p> <p>(1) 現在の国境と比較して、3か国以上にまたがる場合 例:モンゴル帝国</p> <p>(2) 現在の1か国の領域内で過去の同時期に3か国以上が割拠し、かつそのいずれも主要な国とは扱えない場合 例:コーカンド・ハン国</p> <p>おおむね以上の原則に従い作業するが、個々の地域の事情、日本における研究事情にあわせて個別に判断する場合もある。</p>
<p>近代国家 (19世紀末以後)</p>	<p>【地理的範囲が変わらない、単なる名称変更の場合】</p> <p>原則1: 標目形を新名称に訂正する。 すなわち、著作の内容にかかわらず最新の名称が常に付与されることとなる。</p> <p>注: 旧植民地も地理的範囲の変更を伴わずに独立した場合は、名称変更と同じ扱いにする。 例:ジンバブエ</p> <p>注: 一地域が独立して国になった場合、名称変更と同じ扱いにする。 例:バングラデシュ ← 東パキスタン</p> <p>注: 州が独立して国になった場合、州は団体名・地名件名なので変更不可。 国名を普通件名として新設して、著作の内容によって、使い分ける。 例:東ティモール州 (団体名件名) 東ティモール (普通件名)</p> <p>【地理的範囲が異なるもの】</p> <p>原則1: 現在の国家の地理的範囲と一致しない国名は、著作が扱う時間的範囲で最新の名称を付与する。</p> <p>原則2: 典拠レコードの「をも見よ」参照はしない。 「を見よ」参照にもしない。 歴史的経緯を記録し、複雑な場合はスコープノートにも記録する。</p>

国名	付与基準
<p>近代国家 (19世紀末以後)</p>	<p>(1) 分裂の例</p>  <p>エチオピア → エリトリア エチオピア</p> <p><地理> <時間></p> <p>(全体を表す地名がない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆-●分裂前のエチオピアは 「エチオピア」 ◆-▲分裂前を含むエリトリアは 「エリトリア」 ◆-★分裂前から現在までの旧エチオピア地域全体は 「エチオピア」+「エリトリア」 ◆-●分裂前のエチオピアの現エリトリアに該当する地域は 「エリトリア」 <p>(2) 分裂が一時的なものと考えられている例 (=全体をあらわす地名が存在するものと定義)</p>  <p>朝鮮 → 朝鮮(1948～ 民主主義人民共和国) 朝鮮 → 朝鮮(1948～ 大韓民国) → (朝鮮)</p> <p><地理> <時間></p> <p>(全体を表す地名は朝鮮)</p>

国名	付与基準
	<p>◆-●分裂前の朝鮮は 「朝鮮」</p> <p>◆-▲分裂前を含む朝鮮民主主義人民共和国は 「朝鮮(1948～ 民主主義人民共和国)」</p> <p>▲ 分裂後の朝鮮民主主義人民共和国は 「朝鮮(1948～ 民主主義人民共和国)」</p> <p>★ 分裂後の朝鮮半島全土は 「朝鮮」 ((1)の例との相違点)</p> <p>◆-●現朝鮮民主主義共和国の領土内でも分裂前の朝鮮時代を扱っていれば 「朝鮮」</p> <p>(3) 統合の例</p>  <p><地理></p>  <p><時間></p>  <p>■ 統合前のタンガニカは 「タンガニカ」</p> <p>★ 統合前のタンガニカとザンジバルは 「タンガニカ」+「ザンジバル」</p> <p>■-▲統合前のタンガニカを含むタンザニアは 「タンザニア」</p> <p>▲ 統合後のタンザニアは 「タンザニア」</p> <p>▲ 統合後のタンザニアの旧タンガニカに相当する地域は、「タンザニア」 あるいは地域名(州名)を新設</p>

国名	付与基準
	<p>(4) 一時的な分裂後の統合の例 (ドイツ、ベトナム、イエメン)</p>  <p><地理> <時間></p> <p>◆-●分裂前のドイツは 「ドイツ」</p> <p>◆-▲分裂前を含むドイツ連邦共和国は 「ドイツ(1949~1990 ドイツ連邦共和国)」</p> <p>★ 分裂中のドイツ全土は 「ドイツ」 ((3)の例との相違点)</p> <p>▲-■ドイツ連邦共和国から統一後のドイツは 「ドイツ」</p> <p>◆-■分裂前のドイツから統一後のドイツは 「ドイツ」</p> <p>注： 連邦(ソ連を除く)について 連邦全体については連邦名を使用。 連邦を構成する各地域が国家を名乗る場合は、それぞれの国家名を使用。 連邦解体後も、それぞれの国家名を使用。(例：ユーゴスラビア、セルビア・モンテネグロ、アラブ首長国連邦、ローデシア・ニアサランド連邦)</p> <p>注： ソ連について ソ連全体については「ロシア」を使用。 ソ連国内の共和国については共和国名と独立後の国名を使い分け、著作が扱う時間的範囲で最新の名称を付与する。</p> <p>注： 中国について (当作業指針「時代細目(中国)」を参照。)</p>

主題別作業指針 2類 歴史・地理・地誌・紀行

個々の国名

【歴史上の国名(19世紀以前)】

(1) イラン(時代細目一覧に存在しない時代細目も持つ地域)

- ・ ペルシャ帝国は現在のイランにつながるものとする。
ただし、ペルシャ帝国は多くの参考図書類でアケメネス朝のみをさす。650年以前のイラン(アケメネス朝、アルケサス朝、ササン朝)を指す国名としては使用しない。ペルシャ帝国は「イラン -- 歴史 -- 650年以前」の「を見よ」参照に追加することと定める。
- ・ カジャーール朝、ゼンド朝、サファヴィー朝は、現在のイランとほとんどかわらない範囲であり、イラン独自の時代細目とする。

(2) インド(時代細目一覧に存在しない時代細目も持つ地域)

- ・ 北部の王朝を現在の国家につながるものとする。
北部の王朝: マウリア→(クシャナ)→グプタ→ヴァルダナ→プラティハラー→(ガズニ)
→(ゴール)→デリー・スルタン朝→ムガル帝国 ()内は除く
- ・ 中南部の王朝名は単独で新設可とする。

(3) カンボジア(時代細目一覧の細目のみ使用できる)

- ・ クメール王国は多くの参考図書類で、現カンボジアにつながる国家として認識されている。重要主題ではあるが、カンボジア史の書誌レコードへの付与実績があまりなく、特に今後も増えることは予想できないため、「カンボジア -- 歴史」の「を見よ」参照に追加することと定める。

(4) 蒙古

- ・ 「モンゴル帝国」「蒙古」「モンゴル」についての使い分けは以下のとおりとする。

「モンゴル帝国」 分裂前、あるいは分裂後の各地におけるモンゴル政権(例: キプチャク・ハン国. 元を含む)について複数取り上げる場合に使用
個々のハン国について単独で取り上げる場合は、各国の件名を使用(例: キプチャク・ハン国)

「蒙古」	元について単独で取り上げる場合は「中国 -- 歴史 -- 元時代」を使用 モンゴルと内蒙古自治区を併せた領域について使用 現代モンゴルまで含む歴史は「モンゴル -- 歴史」
「モンゴル」	現在の国家、および名称変更前のモンゴル人民共和国に使用

【20 世紀以降の国名】

(1) バングラデシュ(東パキスタン): 分離独立の例 1

- ・ 英領インドのベンガル州東部が 1947 年のパキスタン独立時にその一部(東パキスタン)となる。1971 年、パキスタンから東パキスタンが分離独立、バングラデシュとなる。
- ・ 1971 年以前のパキスタンの状況(東西パキスタン間の距離、東パキスタンの人口がパキスタン全人口の過半数を占める点等)を考慮し「東パキスタン」の扱いは次項のようにする。
- ・ 「東パキスタン」を「バングラデシュ」の「を見よ」参照として、東パキスタン時代の資料にも「バングラデシュ」を付与する。
- ・ バングラデシュ独立後もパキスタン自体は名称変更がないため「パキスタン」を継続使用。

(2) エリトリア: 分離独立の例 2

- ・ 近代以前は、エジプト、エチオピア、トルコ等一定した所属をもたなかった。1890 年、エチオピアが現エリトリア地域をイタリアへ割譲、イタリアの植民地となる。1941 年～1952 年までイギリス植民地。1952 年、エチオピアが併合するも、1960 年代から独立運動が起こり内戦へと発展する。1993 年、エチオピアより独立。
- ・ 上記の経緯から、エチオピアとの一体感は低く、別々の地域と判断できるため、暫定的に、独立以前のエリトリア地域についても「エリトリア」を使用とする。
- ・ エリトリア独立後もエチオピア自体は名称変更がないため「エチオピア」を使用。

(3) オランダ領東インド(現インドネシア): 独立した植民地の例外

- ・ 1602 年オランダ東インド会社設立。1619 年ジャカルタ(バタビア)を領有。17 世紀、ジャワ島内で植民地を拡大。19 世紀以後、ジャワ島外へ植民地を拡大、1915 年ころ現インドネシア全体を植民地とする。

- ・ オランダ領東インドとインドネシアとでは独立前後の領域はほぼ一致しているが、現インドネシア全体がオランダ植民地であった期間は短く、実際にはオランダ領東インドと土着の王国が並存していた期間が長い。そのため、「オランダ領東インド」は「インドネシア」の「を見よ」参照ではなく、独立した件名標目とする。

(4) イエメン:統合の例外

- ・ 19世紀始めまでは南北イエメンともオスマントルコ領。
- ・ 北は1918年にイエメン王国が独立、1962年に共和制に。1990年に南北統一。
- ・ 南は1839年～1888年にかけてイギリスによるアデン植民地の拡大があり、1882年から1914年までアデン保護領。1959年にイギリス保護領南アラビア首長国連邦が成立し、1962年に同保護領南アラビア連邦となる。1967年、南イエメン人民共和国として英から独立。1970年、イエメン人民民主主義共和国。1990年、南北統一。
- ・ 1967年の「南イエメン人民共和国」独立から1990年の南北統一までの南イエメンについては「イエメン民主人民共和国」を使用。それ以外の時期は南イエメン地域が主題であっても「イエメン」を使用。

(5) ユーゴスラビア:分裂した連邦の例1

- ・ ユーゴスラビア社会主義連邦共和国(以下、旧ユーゴ)を形成した各国の経歴は以下のとおり。

	スロベニア	クロアチア	ボスニア・ヘルツェゴビナ	セルビア	モンテネグロ	マケドニア
	オーストリア・ハンガリー帝国			セルビア王国	モンテネグロ王国	セルビア支配下
1918	セルビア人クロアチア人スロベニア人王国					
1929	ユーゴスラビア王国					
1941	枢軸国占領下	クロアチア独立国		ドイツ占領(傀儡国家)	枢軸国占領下	枢軸国占領下
1945	ユーゴスラビア連邦人民共和国					
1963	ユーゴスラビア社会主義連邦共和国					
1991	独立	独立	ユーゴスラビア社会主義連邦共和国			
1992			独立	ユーゴスラビア連邦共和国		独立
1995			連合国家制	ユーゴスラビア連邦共和国		
2003				セルビア・モンテネグロ		
2006				セルビア	モンテネグロ	

- 旧ユーゴ構成国は歴史的には個々の独立性も高く、旧ユーゴの地理的範囲が単独の政権を持つようになったのは 20 世紀以降である。よって、ユーゴスラビア時代であっても、各構成国を個別に主題とした資料については、各構成国を件名標目として付与する。例えばユーゴスラビア時代の資料であってもクロアチアに限定していれば「クロアチア」を使用する。
- 1918 年の「セルビア人クロアチア人スロベニア人王国成立から、1992 年のユーゴスラビア社会主義連邦共和国消滅までの期間で、いずれかの構成国に限定しないユーゴスラビア一般については「ユーゴスラビア」を使用する。
- 1992 年に成立したセルビア共和国とモンテネグロ共和国により構成されるユーゴスラビア連邦共和国および 2003 年に改名したセルビア・モンテネグロについては「セルビア・モンテネグロ」を使用する。

(6) ローデシア・ニアサランド連邦: 分裂した連邦国家の例 2

- ローデシア・ニアサランド連邦を構成した各地域の経歴は以下のとおり。

	ジンバブエ	ザンビア	マラウイ
	イギリス南アフリカ会社統治ローデシア		英保護領ニアサランド
1923	英自治植民地南ローデシア	英直轄植民地北ローデシア	英保護領ニアサランド
1953	ローデシア・ニアサランド連邦		
1964	ローデシア(独立)	ザンビア(独立)	マラウイ(独立)
1978	ジンバブウェ・ローデシア		
1980	ジンバブエ		

- ローデシア・ニアサランド連邦時代であっても、個々の植民地に限定した資料であれば、それぞれの件名標目を使用する。例えば、ローデシア・ニアサランド連邦時代の北ローデシアに関する資料には「ザンビア」を付与。
- 南北ローデシアを合わせた地理的範囲としての「ローデシア」については、「ジンバブエ」と「ザンビア」を併せて付与する。

主題別作業指針 2類 歴史・地理・地誌・紀行

日本の旧国名

- ・ 日本の旧国名は、件名標目には用いない。以下の基準に従い、現在の地方名・都道府県名に置き換える。
- (1) 旧国全体を扱っている場合は、NDLC 項目名に従い、現在の地方名または都道府県名を一つだけ付与する。

例 武蔵国の植物

植物 -- 埼玉県

- (2) 旧国の一部を扱っている場合は、原則に従い(当作業指針「地名件名新設・付与基準」を参照。)、一定のまとまりが三つまでの場合は個別に市町村郡の最新の名称を付与。四つ以上は当該地域を含む現在の都道府県名を付与する。

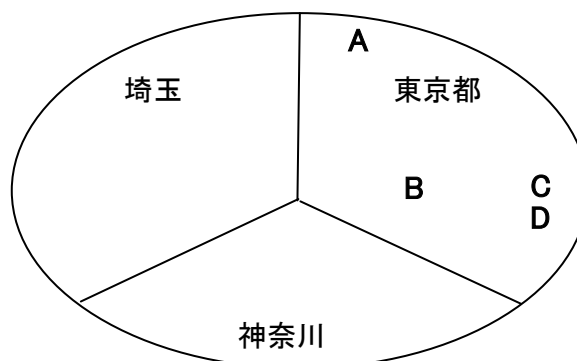
例

武蔵国は現在の埼玉県、東京都、神奈川県にまたがる。

武蔵国全体が主題の場合は、NDLC 項目名に従って「埼玉県」を付与。

武蔵国内の四つの地域(ABCD)が主題で、ABCD すべて現在の東京都内であれば、「東京都」を付与。

武蔵国(NDLC 項目名は「埼玉県」)



主題別作業指針 2類 歴史・地理. 地誌. 紀行

藩

- 江戸時代のそれぞれの「藩」について論じた資料には、件名標目「〇〇藩」を付与する。藩は団体名件名とする。(当作業指針「団体名件名新設・付与基準」を参照。)

例

タイトル 佐賀藩の制度と財政
件名標目 佐賀藩

- 同名の藩が複数存在する場合、その藩が位置する現在の県名を付記事項に記録して区別する。

例

勝山藩
付記事項 岡山県

- 藩の別名は参照形に記録する。

例

松山藩
付記事項 岡山県
「を見よ」参照 備中松山藩

主題別作業指針 2類 歴史・地理. 地誌. 紀行

郡

- 郡は自治体名ではなく地名と考える。(当作業指針「地名件名新設・付与基準」を参照。)

主題別作業指針 2類 歴史・地理・地誌・紀行

行政単位より狭い地域

- 行政単位より狭い地域を主題とする資料には、当該地域を含む最小の行政単位の最新の名称を付与する。(当作業指針「地名件名新設・付与基準」を参照。)

例 下保谷の農業

下保谷を含む最小の行政単位は保谷市だったが、2001年保谷市は田無市と合併して西東京市となった。合併前の下保谷が主題であっても、合併後に資料を整理する場合、「西東京市 -- 農業」を付与する。

例外 行政単位より狭い既存の地名件名(銀座、秋葉原や政令指定都市の行政区等)は以下のとおり行政単位と組み合わせて使用する。
新設は不可。

例外例

「銀座の歴史」

件名標目 1 東京都中央区 -- 歴史

件名標目 2 銀座(東京都中央区)

「浅草の祭り」

件名標目 1 祭礼 -- 東京都台東区

件名標目 2 浅草(東京都台東区)

「南区の歴史」

件名標目 1 横浜市 -- 歴史

件名標目 2 横浜市南区

主題別作業指針 2類 歴史・地理・地誌・紀行

外国の「○○地方」「○部」

(1) 地方のうち、行政単位と同じ範囲を表すもの

- ・ 「○○州」の形で地名件名を新設し、細目としての使用を可とする。

例 「トスカーナ地方のワイン」

- 件名標目 ワイン -- イタリア -- トスカーナ州
- × 件名標目 1 ワイン -- イタリア
- 件名標目 2 トスカーナ地方

- ・ フランス、スペインに限っては、例外的に「○○地方」の形での地名件名の^①新設、細目としての使用を可とする。

該当する既存件名：プロヴァンス地方、ラングドック地方、ブルゴーニュ地方、ブルターニュ地方、アンダルシア地方、カタルーニャ地方、ガリシア地方

例 「ブルゴーニュ地方のワイン」

- 件名標目 ワイン -- フランス -- ブルゴーニュ地方
- × 件名標目 1 ワイン -- フランス
- 件名標目 2 ブルゴーニュ地方

該当しない既存件名：アルザス・ロレーヌ地方、ノルマンディ地方、バスク地方

「アルザス・ロレーヌ地方」「ノルマンディ地方」については、(2)②と同じ扱いとする。

「バスク地方」については、(3)と同じ扱いとする。

(2) 地方のうち、行政単位と異なる範囲を表す地名件名（新設は不可）

- ・ ① 地方行政単位より狭い範囲を表す地名件名は、行政単位と組み合わせて使用する。

例 「ルール工業地域」

- 件名標目 1 ノルトラインエストファーレン州 -- 工業
- 件名標目 2 ルール地方

× 件名標目 ルール地方 -- 工業

- ・ ② 地方行政単位より広い範囲を表す地名件名は、国名と組み合わせて使用する。

該当する既存件名：トランシルヴァニア地方、ワラキア地方、モラビア地方、アナトリア地方、アルタイ地方、アルザス・ロレーヌ地方、ノルマンディ地方、バイカル地方、メソポタミア地方

例 「ノルマンディ地方のワイン」

- 件名標目 1 ワイン -- フランス
- 件名標目 2 ノルマンディ地方
- × 件名標目 ワイン -- フランス -- ノルマンディ地方

- (3) 国をまたがる場合、国家に属さないもの

- ・ 直接地理区分する。

該当する既存件名：カスピ海地方、バルト海沿岸地方、ヒマラヤ地方、ライン地方、ウスリー地方、黒海沿岸地方、南極地方、北極地方、熱帯地方、バスク地方、極東(ロシア)

例

- 昔話 -- バスク地方
- × 昔話 -- スペイン -- バスク地方
- × 昔話 -- フランス -- バスク地方

- (4) 外国の一国内の方位・方角による区分

- ・ 「国名(○○部)」の形で地名件名を新設し、細目としての使用を可とする。

例

- イタリア(北部) -- 紀行
- 農業政策 -- 中国(東北部)
- × 北イタリア -- 紀行

- ・ ただし、新設する場合には、その必要性を検討の上で行う。その国における地域性、地方の独自性、実績数等を慎重に検討し、かつ表す範囲の根拠を得ることが望ましい。

主題別作業指針 2類 歴史・地理. 地誌. 紀行

時代細目(朝鮮)

【独自の時代細目】

- ・ 朝鮮史独自の時代細目には以下のものがある。

古朝鮮時代、楽浪郡時代、三国時代、高句麗、百済、新羅、加羅諸国、高麗時代、李朝時代、日本統治時代

【複数の国が割拠した時代(三国時代)の扱い】

- ・ 複数の国が割拠した時代(三国時代)における時代細目は以下のとおりとする。

- (1) 個別の国・地域は、その国号、呼称による直接区分

例

朝鮮 -- 歴史 -- 百済

- (2) 馬韓、弁韓、辰韓についてはそれぞれ「百済」「加羅諸国」「新羅」を使用する。

- (3) 新羅は三国時代も統一時代もともに「朝鮮 -- 歴史 -- 新羅」を使用する。

【楽浪郡以外の漢設置諸郡】

- ・ 楽浪郡以外の漢設置諸郡(玄菟郡、真番郡、臨屯郡、帯方郡)も「朝鮮 -- 歴史 -- 楽浪郡時代」を使用する。

主題別作業指針 2類 歴史・地理. 地誌. 紀行

時代細目(中国)

【独自の時代細目】

- ・ 中国史独自の時代細目は以下のとおりとする。

夏時代(未設)、殷時代、周時代、春秋時代、戦国時代、秦時代、漢時代、三国時代、晋時代、五胡十六国時代、南北朝時代、隋時代、唐時代、五代時代、宋時代、元時代、明時代、清時代、民国時代

【国号による間接時代区分】

- ・ 以下の条件に該当する国々については【独自の時代細目】に挙げた時代細目のもとで、さらに国号による細目を付す間接区分の形式をとる。

(1) 同一国号だが一時的な滅亡により時期区分がなされる国(漢、晋、宋)

例

中国 -- 歴史 -- 漢時代 -- 前漢

注:新は漢時代の細目とする。例:中国 -- 歴史 -- 漢時代 -- 新 (未設)

南明は細目とはしない。

唐時代における武周・大燕(安氏)は細目としない。

- ・ 該当する時代細目、およびその細目となりうる国号は以下のとおり(下線は未設)

漢時代	前漢、 <u>新</u> 、後漢
晋時代	<u>西晋</u> 、東晋
宋時代	北宋、南宋

(2) 戦国、三国、五胡十六国、南北朝、五代(五代十国)を構成した国々

例

中国 -- 歴史 -- 三国時代 -- 魏

注:春秋時代については、現時点では国号による細目を採用せず、個々の国についても「歴史 -- 春秋時代」とする。

北朝・南朝それぞれの通史については「北朝」「南朝」の区分を用いる。

例

中国 -- 歴史 -- 南北朝時代 -- 北朝

- ・ 該当する時代細目、およびその細目となりうる国号等は以下のとおり(下線は未設)

戦国時代	燕、趙、韓、魏、齊、秦、楚、宋、越、中山、東周 ※ (巴蜀は含まない)
三国時代	魏、呉、蜀(蜀漢)
五胡十六国時代	前涼、前趙、前燕、成漢、後趙、前秦、西涼、北燕、北涼、後燕、夏、 西秦、南涼、南燕、後涼、後秦、西燕、冉魏、代、翟魏、後蜀
南北朝時代	北魏、北齊、北周、宋、齊、梁、陳、北朝、南朝
五代時代	後梁、後唐、後晋、後漢、後周、前蜀、後蜀、呉、南唐、荊南、 呉越、閩、楚、南漢、北漢

※ 資料的根拠や研究の進展により新たな細目の新設も可能とする。

【国号による直接時代区分】

- ・ 遼、金、西夏については「中国 -- 歴史」のもとで国号による直接時代区分とする。

例

中国 -- 歴史 -- 遼

注: 渤海、南詔(未設)、大理(未設)、西遼(未設)、北元(未設)は中国史とはしない。

主題別作業指針 2類 歴史・地理. 地誌. 紀行

中国の地名

【中国(中華人民共和国)の地名】

(1) 省級(省、自治区、直轄市)

- ① 省:「省」は標目形に含める。

例: 河北省 → 標目形は「河北省」

- ② 自治区:「○○自治区」を標目形に含める場合と含めない場合とがある。(暫定)

a 広西チワン族自治区、寧夏回族自治区:「自治区」も標目形に含める。

- b 西藏自治区、新疆維吾爾自治区、内蒙古自治区:自治体名ではなく一般的な地名(チベット、新疆、内蒙古)を標目形とし、普通件名で作成。

例:新疆維吾爾自治区→標目形は「新疆」とし、普通件名で作成。

- ③ 特別市:「市」は標目形に含めない。

例:北京市→標目形は「北京」

- ④ 特別行政区:「特別行政区」は標目形に含めない。

例:香港特別行政区→標目形は「香港」

注:ただし、省級の面積を持つ特別行政区が設置された場合は再検討を要す。

(2) 地級・県級

- ・ 当作業指針「地名件名新設・付与基準」に従い、原則として『新地名表記の手引』を根拠とする。よみについても、「地名件名新設・付与基準」を参照。
- ・ 中国の地名であっても、漢語以外の言語に基づく地名と判断される場合はカタカナ表記を標目形とする。参考図書を根拠として判断すること。(代表的参考図書における判断基準は【代表的参考図書における標目形採用基準】を参照。)また、標目形にカタカナ表記を採用する場合は、漢字表記を「を見よ」参照とする。

例:烏魯木斉市(Ürümqi:ウイグル語の地名)

→「ウルムチ」を標目形とし、「烏魯木斉」を「を見よ」参照とする。

- ・ 行政区分を表す語(市・県等)は標目形に含めない。

例:貴陽市 →「貴陽」を標目形とする。

チャハル旗 →「チャハル」を標目形とし、「察哈爾」を「を見よ」参照とする。

注:ただし、「県」を除くと漢字一文字になる場合は県を含める。

例:定県→標目形は「定県」(×「定」)

- ・ 「区」は特段の事情が無い限りは新設せず、上位の市を件名標目として付与する。直轄市の区も地級市の区も区別しない。

例：北京市宣武区→「北京」を付与。

- ・ 地級行政区分の中に同名の県級行政区分が存在する例が見られるが、このようなケースでは両者の区別が困難なので同じ地名件名を使用する。

例：遼陽市(地級)→「遼陽」を付与。

遼陽県(県級)→「遼陽」を付与。

- ・ 「〇〇(□□省)」という形式、あるいはこれに類似した形式の件名標目が多数存在するが、これらの件名標目は不使用とする。付与したい地名件名がこの形式でしか存在しない場合は当作業指針に従って新設する。

(3) 郷鎮級以下

- ・ 『新地名表記の手引』掲載の地名のみ新設可とする。(新設に際しての注意点は【代表的参考図書における標目形採用基準】を参照。)

例：蘇州市周荘鎮(『新地名表記の手引』に記載なし)→「蘇州」を付与。

- ・ 既存の件名標目については『新地名表記の手引』に掲載されないものも使用可能とする。

【台湾の地名】

- ・ 原則として当作業指針「地名件名新設・付与基準」に従う。
- ・ 「市」「県」等の行政区分を表す語は標目形に含まない。(直轄市も同様)

【代表的参考図書における標目形採用基準】

- ・ 例は各参考図書における表記例

(1) 新地名表記の手引

- ・ 『新地名表記の手引』(3)中国の地名における表記を標目形とする。

- ① 丸括弧内に漢字表記があるもの：丸括弧内の漢字表記を標目形とする。

例: シャーシー(沙市) Shashi

→「沙市」を標目形、「サシ」をよみとする。

- ② 丸括弧内にカタカナと漢字双方の表記があるもの: 丸括弧内の漢字表記を標目形とする。

例: アモイ(シアメン 厦門) Amoy(Xiamen)

→「厦門」を標目形、「アモイ」をよみとする。

- ③ 漢字表記が入る丸括弧がないもの: カタカナの表記を標目形とする。分かれば漢字表記を「を見よ」参照とする。

例: カシュガル Kashgar(Kaxgar)

→「カシュガル」を標目形、「喀什」を「を見よ」参照とする。

- ④ 行政区分を表す語が後ろにつくもの(盟・旗): 地名部分のみを標目形とする。分かれば漢字形を「を見よ」参照とする。

例: チャハル旗 Chahar(Qahar)Qi(察哈爾)

→「チャハル」を標目形、「察哈爾」を「を見よ」参照とする。

- ⑤ 県級未満の地名、および直轄市の区については同名の地名が存在する可能性があるため、所属する県級以上の地名あるいは直轄市名を限定詞として付記する。

例: タークー(大沽) Dagu →「大沽(天津)」を標目形とする。

(2) 平凡社 世界大百科事典 2004 年版

- ・ 見出し語がひらがな、あるいは見出し語の次に漢字表記となる場合は漢字形を標目形とし、それ以外はカタカナ形を標目形とする。

例: きょう 貴陽 Gui yang →「貴陽」を標目形とする。

例: ペキン 北京 Bei jing →「北京」を標目形とする。

例: シリンホト Xilin hot 錫林浩特 →「シリンホト」を標目形、「錫林浩特」を「を見よ」参照とする。

(3) 広辞苑

- ・ 見出し語の【 】内に漢字表記のみの場合は漢字形を標目形とする。アルファベット形の表記がある場合はカタカナ形を標目形とする。

例: シリンホト【Xilinhot・錫林浩特】 →「シリンホト」を標目形、「錫林浩特」を「を見よ」参照とする。

注: 広辞苑では「ウルムチ」の見出しが「ウルムチ【烏魯木齊】」となっており、漢語の地名と同様に扱っている。このような場合、注記内の綴りが中国語のピンインとは異なる表記となる点から判別が可能である(「ウルムチ」では広辞苑の綴りは(Ürümqi; Urumchi)だが、ピンインは Wulumuqi となる)。

(4) コンサイス外国地名事典

- ・ 見出し語がカタカナ表記の場合カタカナ形を標目形とし、ひらがな表記の場合は漢字形を標目形とする。

例: きょう 2 貴陽 コエイヤン Guiyang Kueiyang Kweiyang →「貴陽」を標目形とする。

例: カシュガル 喀什 Kashi K'ashih Kashgar
→「カシュガル」を標目形、「喀什」を「を見よ」参照とする。

【中国・台湾の行政区分】

- ・ 中国: 地方政府(いわゆる自治体)は省級、地級、県級、郷鎮級の4ランクに分かれる。

省級: 省、自治区、特別市、特別行政区

地級: 市、地区、自治州、盟

県級: 市、県、自治県、旗、区、経済区

郷鎮級: 鎮、郷、街区

〈地級市と県級市〉

- ・ 地級政府にも県級政府にも「市」という呼称がある。これは、地級政府所在地に指定された県級市の市政府が地級市の政府も兼ねているためである。日本で例えれば、千葉市役所が千葉県庁の機能も兼ねている、という状態に相当する。

- 台湾:日本と非常に似ており、違いは直轄市が存在することくらい。(実際には中国と同じような区分だが、省級は台湾省しか維持できてないので、1998年ころに省級政府を凍結した。)

県級:県、直轄市

市郷級:市、郷

主題別作業指針 2類 歴史・地理・地誌・紀行

台湾、香港、チベット

	原則	地理区分	時代区分
台湾	国家に準じた扱いとする	直接地理区分 ○ 企業法 -- 台湾 台湾内の都市名も細目として使用可 ○ 都市計画 -- 台湾 -- 台南	可 ○ 台湾 -- 歴史 -- 1945～ 独自の時代区分も採用可 ○ 台湾 -- 歴史 -- 日本統治時代
香港	都市名として扱う	間接地理区分 ○ 都市計画 -- 中国 -- 香港 × 都市計画 -- 香港 香港内の都市名は細目として使用不可	不可 × 香港 -- 社会 -- 歴史 -- 1945～
チベット		間接地理区分 ○ 薬用植物 -- 中国 -- チベット × 薬用植物 -- チベット	不可 × チベット -- 歴史 -- 1945～

主題別作業指針 2類 歴史・地理. 地誌. 紀行

家族名件名(氏)と(家)の使い分け

当作業指針の家族名件名「家族名件名(氏)と(家)の使い分け」を参照。

主題別作業指針 2類 歴史・地理. 地誌. 紀行

紀行・案内記

- 地名のものの細目「紀行」「案内記」には、細目「歴史」および時代細目を結合しない。

例

タイトル 東方見聞録

件名標目 ○ アジア -- 紀行

× アジア -- 紀行 -- 歴史 -- 13世紀

- 資料で扱われている時代が特に重要だと判断した場合にのみ、時代細目を含む件名標目を付加してもよい。

例

タイトル ゴードン・スミスを見た明治の日本

件名標目 1 日本 -- 紀行

件名標目 2 日本 -- 社会 -- 歴史 -- 明治時代

主題別作業指針 2類 歴史・地理・地誌・紀行

島

- ・ 個々の島を主題とする資料には、その島を地名件名として付与する。ただし、島名は件名標目として必要な場合のみ付与する。

例

タイトル 佐渡政党史稿

件名標目1 佐渡市 -- 行政 -- 歴史

件名標目2 政党 -- 新潟県 -- 佐渡市 -- 歴史

(佐渡島自体が主題として扱われているわけではないので、件名標目「佐渡島」は付与しない。)

以下の参考図書で根拠が得られるものは地名件名として採用する。

『世界大百科事典』

『広辞苑』

『コンサイス日本地名事典』

『コンサイス外国地名事典』

『角川日本地名大辞典』

上記以外の参考図書は原則として根拠としないが、特段の事情がある場合にはその他の参考図書を根拠としてもよい。

- ・ 以下の場合に限り、丸括弧で所在地を付記する。
 - ① 地名新設で使用する参考図書を参照し、同名の島が複数存在するものについては、都道府県名を付記する。
 - ② ①のうち、同一都道府県内に同名の島があれば、更に下の行政単位名を付記する。

例 硫黄島(読み:イオウジマ) (鹿児島県内に二つあり)

硫黄島(鹿児島県三島村) (郡は不要)

硫黄島(鹿児島市)

- ③「東・西・南・北」「大・中・小」「本」「神」等の一般的な名称の島については、上記参考図書において唯一の島であっても、②のレベルまで付記する。

例

本島(丸亀市)

- ・ 地名件名として採用できない場合には、普通件名を付与する。

【日本国内の島】

- ・ 特に指示のある場合を除き、地名のもとの主題区分、地名細目としての使用を不可とする。
- ・ 該当する島を含む行政単位の名称と、島名を、併せて付与する。
行政単位は、最小かつ整理時点で最新の名称を使用する。

例 行政単位より狭い島の場合

「式根島の動物」

件名標目 1 動物 -- 東京都 -- 新島村(東京都)

件名標目 2 式根島

(式根島を含む最小の行政単位は新島村。新島村は新島と式根島からなる。)

「江ノ島の神社」

件名標目 1 神社 -- 神奈川県 -- 藤沢市

件名標目 2 江の島

例 行政単位と同じ島の場合

「八丈島の漁業」

件名標目 1 漁業 -- 東京都 -- 八丈町(東京都)

件名標目 2 八丈島

例 行政単位をまたがる、または行政単位より広い島の場合

「淡路島の花」

件名標目 1 花 -- 兵庫県

件名標目 2 淡路島 (淡路市、洲本市、南あわじ市からなる。)

- ・ 例外として、都道府県をまたがる島は、地名のもとの主題区分、地名細目としての使用を可とする。

例

「南西諸島史」

南西諸島 -- 歴史

「南西諸島の自然保護」

自然保護 -- 南西諸島 (直接地理区分) (南西諸島は鹿児島県、沖縄県にまたがる。)

- ・ 例外として、政治的判断が必要な島は、地名のものと主題区分、地名細目としての使用を可とする。
(千島(北方領土)、竹島、尖閣列島等)

例

「北方領土の漁業」

漁業 -- 千島 (直接地理区分)

【外国の島】

- ・ 特に指示のある場合を除き、地名のものと主題区分、地名細目としての使用を不可とする。
- ・ 該当する島を含む国名と、島名を、併せて付与する。

例 国より狭い島の場合

「クレタ島の思い出」

件名標目 1 ギリシア -- 紀行

件名標目 2 クレタ島

- ・ 例外として、国をまたがる島は、地名のものと主題区分、地名細目としての使用を可とする。

例 国をまたがる島の場合

博物誌 -- ボルネオ島 (直接地理区分)

(ボルネオ島はインドネシア、マレーシア、ブルネイにまたがる。)

- ・ ただし、各国に限定する必要がある場合は、国名で地理区分し、島名を併せて付与する。

例 インドネシアに属するボルネオ島に限定する場合

件名標目 1 博物誌 -- インドネシア

件名標目 2 ボルネオ島

主題別作業指針 2類 歴史・地理・地誌・紀行

山岳・河川・湖等

- ・ 個々の山岳、河川、湖等を主題とする資料には、その山岳等を地名件名として付与する。
- ・ 以下の参考図書で根拠が得られるものは地名件名として採用する。

『世界大百科事典』

『広辞苑』

『コンサイス日本地名事典』

『コンサイス外国地名事典』

『角川日本地名大辞典』

上記以外の参考図書類は原則として根拠としないが、特段の事情がある場合にはその他の参考図書を根拠としてもよい。

- ・ 地名件名として採用できない場合には、普通件名を付与する。

例

山岳 -- 長野県

- ・ 細目の結合については、当作業指針「細目の結合の可否一覧(件名標目の種類別)」を参照。

主題別作業指針 2類 歴史・地理・地誌・紀行

土木構造物・建築物

当作業指針の主題別 5類「土木構造物・建築物」を参照。

主題別作業指針 3類 社会科学

社会科学書

当作業指針の主題別 1類「人文・社会・科学技術書等」を参照。

主題別作業指針 3類 社会科学

法令資料および法令に関する図書

(1)ある主題に関する複数の法令には、その主題を表す普通件名に細目「法令」を加えて付与する。

例

金融 -- 法令

(2) 個々の法律には、その法律名を統一タイトル件名として付与する。その法律が通称をもつ場合は、通称を統一タイトル件名とする。(当作業指針の主題別 3類「固有の法律名」を参照。)

例

ステッカー規制法

省エネルギー法

(3) 一般的に「〇〇法」と呼ばれ、固有の法律を示す場合にも、外国の同種の法令や〇〇に関する法令を表す場合にも使われるものは、その呼称を普通件名として付与する。

例

民法

食品衛生法

独占禁止法

(4) 通則的法典を構成する部分で、一般的に独立して「〇〇法」と呼ばれる分野には、その名称を普通件名として付与する。

例

物権法

親族法

- (5) 成文法ではないが、法学上の特定分野としてまとめられる主題には、その分野名を普通件名として付与する。

例

企業法

民事法

- (6) 各国の法令集には、国名に細目「法令」を加えて付与する。

例

日本 -- 法令

- (7) 各国の法律事情については、件名標目「法律」を国名による地理区分を行って付与する。

例

法律 -- フランス

- (8) 外国の個々の法律には、その法律名ではなく、その法律が扱っている主題を表す件名標目に細目「法令」を加えて付与する。

例

タイトル ドイツにおける新たなエネルギー事業法

件名標目 エネルギー -- 法令 -- ドイツ

- (9) 個々の条約にはその条約名を統一タイトル件名として付与する。

主題別作業指針 3類 社会科学

判例

- 判例集および判例の解説を主題とする資料には、主題細目「判例」を使用する。
- 主題細目「判例」は、「法令」を挟まず、主題を表す件名標目に直接結合する。

例

- 警察 -- 判例 -- 日本
- ×警察 -- 法令 -- 判例 -- 日本

- 法律で規定された概念と、法律そのものの両方の件名標目がある場合には、概念を優先させて付与する。

例

- 商標 -- 判例 -- 日本
- ×商標法 -- 判例 -- 日本

- その主題を表すのに、法律そのものの件名標目しかない場合には、法律名の細目とする。

例

民法 -- 判例

- 法律の総論の細目とはしない。

例

- | | |
|----------|----------------|
| タイトル | 判例刑法総論 |
| ○ 件名標目 1 | 刑法総論 |
| 件名標目 2 | 刑法 -- 判例 -- 日本 |
| × 件名標目 | 刑法総論 -- 判例 |

主題別作業指針 3類 社会科学

固有の法律名

- ・ 個々の法律を主題とする資料には、その法律名を統一タイトル件名として付与する。その法律が通称をもつ場合は、通称を件名標目とする。

【統一タイトル件名作成のタイミング】

- ・ 資料整理時点で法案の段階:作成しない。「〇〇 -- 法令」を付与する。
- ・ 資料整理時点で法律として成立:作成する。目録対象資料が「案」の段階でも作成する。

【通称を件名標目とする場合】

- ・ 参考図書類で根拠が得られれば、通称を件名標目とする。使用する参考図書類およびその優先順位は、以下のとおりとする。

- ① 「日本法令索引」
- ② 「法令データ提供システム」
- ③ 『現代用語の基礎知識』、その他の参考図書
- ④ 主管官庁ホームページ
- ⑤ 雑誌記事索引
- ⑥ 目録対象資料

- ・ 「を見よ」参照に正式名称を記録する。

例

標目形	労働契約承継法
「を見よ」参照	会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律
根拠	現代用語の基礎知識 2001
典拠レコード注記	2001年4月1日施行

【法律が改題もしくは全文改正された場合】

- (1) 全文改正された場合

- ① 全文改正され、かつ法律名にも変更があった場合、別の典拠を作成する。
 新旧の法令名典拠のスコープノートに「〇〇については〇〇(典拠 ID****)を使用」と記録する。

旧法タイトルを A、新法タイトルを B とすると、

<A の SN> 全部改正(yyyy年 mm 月dd日)以後には「B」(典拠ID****)を使用。

<B の SN> 全部改正(yyyy年 mm 月dd日)以前には「A」(典拠ID****)を使用。

※ ○ 全部改正 × 全文改正

- ② 全文改正しても前後の法律名が同一である場合は同一典拠を使用する。
 法律名にそれぞれの法律の公布年次を丸括弧で付記した形を「を見よ」参照とする。

例

「労働者年金保険法」として 1941 年に制定され、1944 年に「厚生年金保険法」に改題、1954 年に全文改正されたが、改正後も法律名は「厚生年金保険法」のままである。

→全文改正前後のどちらの「厚生年金保険法」についての資料にも件名標目「厚生年金保険法」を付与する。

標目形	厚生年金保険法
「を見よ」参照	厚生年金保険法(1944)
「を見よ」参照	厚生年金保険法(1954)
「を見よ」参照	労働者年金保険法

- (2) 全文改正ではない場合、件名標目を訂正する。

例

「時短促進法」が 2006 年に「労働時間等設定改善法」と改題。

標目形	労働時間等設定改善法
「を見よ」参照	時短促進法
典拠レコード注記	1992 年時短促進法施行,2001 年改正,2006 年労働時間等設定改善法へ改題
標目訂正に関する注記	時短促進法→労働時間等設定改善法(標目訂正した日付)

主題別作業指針 3類 社会科学

年齢層

【若年層】

- ・ 「児童」「少年」「青年」はおおむね以下の年齢集団を指すものとする。

「児童」→小学生

「少年」→小・中学生

「青年」→高校生から20代前半くらいまで

(「青少年」は「青年」+「少年」)

- ・ ただし、過度に厳密な運用はしない。
- ・ 例えば、主として小学生に相当する年齢集団を主題にしているが、厳密に小学生だけに限定できない内容でも(幼児、中学生が含まれる場合でも)、「児童」を使用できる。

【「小学生」等との使い分け】

- ・ 件名標目「小学生」「中学生」「高校生」は学校生活、学校教育、教育制度(義務教育、学制等)等の観点で扱われるものに限定して使用し、同程度の年齢集団であってもこの観点に限定されない場合は「児童」「少年」「青年」「青少年」を使用する。

【中高年齢層】

- ・ 「中高年齢者」「高齢者」はおおむね以下の年齢集団を指すものとする。

「中高年齢者」→65歳未満

「高齢者」→65歳以上

主題別作業指針 3類 社会科学

教育、研究・指導

- ・ 教育、研究(制度・事情等)を扱った資料には、「〇〇教育」「〇〇研究」の形で普通件名を付与する。教育、研究の双方を扱っている場合には、「〇〇教育」「〇〇研究」を重出する。(両方扱っている場合でも、細目「研究・指導」は使用しない。)
- ・ 指導、研究の理論や具体的な指導、研究の手引書(論文作成法等)を扱っている場合は、主題細目「研究・指導」を使用する。

【普通件名「〇〇教育」「〇〇研究」新設基準】

- ・ 「〇〇教育」「〇〇研究」の形で件名標目が存在せず、参考図書類による根拠も得られない場合は、NDL-OPACでのその言葉の使用状況を確認する。目安として、和図書タイトル中で使われている実績が5~10件、あるいは雑誌記事索引の論題名中で使われている実績が10件程ある場合は、一般に流布している言葉と判断し、新設可とする。実績数が基準に満たない場合は、「〇〇」のみを付与する。

例

「生物学研究」の形で件名標目が存在せず、参考図書類による根拠も得られない場合は、使用状況を確認する。実績数が目安となる件数を満たす場合は、「生物学研究」を新設する。満たさない場合は、代わりに「生物学」を付与する。

【主題細目「研究・指導」】

- ・ 特定言語全般の一般学習書
使用する。

例

英語 -- 研究・指導

ただし、会話、文法等各言語の個別主題の学習書には、「研究・指導」を付与しない。(当作業指針の主題別8類「言語」を参照。)

- ・ 楽器の教則
使用しない。楽器名を表す件名標目を付与する。

- ・ 学校教科の研究書・指導書
使用しない。教科名を表す件名標目を付与する。
- ・ 書の研究書・指導書
「書 -- 研究・指導」は「習字教本」的な書き順の指導、添削等、古文書の読み方等に限定して付与する。
五体字典や、書跡に基づく字体例等、一般的な書の事例集は「書法(書)」を付与する。

主題別作業指針 3類 社会科学

会戦

当作業指針の主題別 2類「会戦・合戦」を参照。

主題別作業指針 4類 自然科学

科学技術書

当作業指針の主題別 1類「人文・社会・科学技術書等」を参照。

主題別作業指針 4類 自然科学

動植物

- ・ 個々の動植物名は、以下の参考図書のいずれかから根拠が得られれば、普通件名として採用する。ただし、独立して項目が存在する場合に限る。

『世界大百科事典』

『広辞苑』

- ・ 個々の品種名においても同様の扱いとする。
上記の二つの参考図書のいずれかで根拠が得られるものは採用し、得られないものは上位語を件名標目として付与する。

例

ダックスフント

→ 件名標目として採用可 (世界大百科事典、広辞苑とも項目あり)

例

ブービエ・デ・フランダース

→ 件名標目として採用不可(世界大百科事典、広辞苑とも項目なし)

件名標目「犬」を付与

- ・ 標目形はカタカナを基本とする。上記の二つの参考図書で漢字・ひらがな形の根拠しか得られなかった場合も、標目形はカタカナで作成する。この場合も上記の参考図書を根拠として記録する。

例

オタマジャクシ (広辞苑には「おたまじゃくし」の項目あり)

→ 標目形として採用可 根拠に「広辞苑」を記録

- ・ 標目形と異なる漢字形は積極的に「を見よ」参照とする。
- ・ 以下のいずれかにあてはまる場合には、標目形を漢字形とする。
 - (1) 識別の必要があるもの
 - (2) カタカナで1文字のもの
 - (3) よみがすぐわかるもので、かつ一般的に漢字の方がその動植物を容易に想像できるもの
- ・ 同音異義語の件名標目が存在し、漢字形でも区別できない場合には、標目形に丸括弧で付記して記録する。付記する語は、当該件名標目のNDLC代表分類記号の項目名をそのまま採用する。

例

標目形

邯鄲(昆虫類)

代表分類記号 RA531 (昆虫類)

標目形 ムラサキ(被子植物)

代表分類記号 RA347; RB194

(RA347 は被子植物、RB194 は個々の草花。RA(生物学)とRB(農林水産学)ではRA(生物学)を優先する。)

標目形 トウジン(魚類)

代表分類記号 RA554 (円口類・魚類)

(RA554 の項目名は「円口類・魚類」だが、付記は「円口類」または「魚類」とする。)

注:同音異義語の典拠が現段階で存在しなくても、常識的に考えて区別の必要があると判断できれば、あらかじめ付記する。

主題別作業指針 4類 自然科学

図鑑

当作業指針の主題別0類「図鑑」を参照。

主題別作業指針 4類 自然科学

闘病記・看病記

当作業指針の主題別9類「闘病記・看病記」を参照。

主題別作業指針 5類 技術・工学

土木構造物・建築物

【団体名とするもの】

- ・ 個々の空港・鉄道・駅・城・灯台・塔・ビル・工場・発電所・住宅等を主題とする資料には、その土木構造物名・建築物名を団体名件名として付与する。
- ・ 根拠とする参考図書
 - 『世界大百科事典』
 - 『広辞苑』
 - 『コンサイス日本地名事典』
 - 『コンサイス外国地名事典』
 - 『角川日本地名大辞典』
- ・ 以上の参考図書を優先するが、その他の参考図書類からも採用する。目録対象資料は原則として採用しないが、特段の事情がある場合には根拠としてもよい。
- ・ 参考図書類から根拠が得られず団体名件名を作成しない場合には、普通件名を付与する。

例

路面電車 -- 大阪府

【地名とするもの】

- ・ 個々の港・ダム・道路・広場・橋梁・堤防・水道・水路・運河・トンネル等は、参考図書から根拠が得られれば、その土木構造物名を地名件名として付与する。
- ・ 根拠とする参考図書
 - 『世界大百科事典』
 - 『広辞苑』
 - 『コンサイス日本地名事典』
 - 『コンサイス外国地名事典』
 - 『角川日本地名大辞典』

- ・ 上記以外の参考図書は原則として根拠としないが、特段の事情がある場合にはその他の参考図書を根拠としてもよい。
- ・ 参考図書から根拠が得られない場合には、普通件名を付与する。

例

ダム -- 東海地方

橋梁 -- 保存・修復 -- 滋賀県 -- 彦根市

【著者名典拠との使い分け】

- ・ 件名標目を作成する際、土木構造物・建築物と経営主体である会社名等が同名の場合には、同一典拠を使用する。別名となる場合には、それぞれの件名標目を作成する。

例

帝国ホテル

正式名称は株式会社帝国ホテルだが、冒頭の法人組織を表示する部分は省略するので、標目形は「帝国ホテル」となる。建築物としての帝国ホテルを扱った資料にも、株式会社としての帝国ホテルを扱った資料にも使用する。

京都タワー

スコープノート

経営主体である京都タワー株式会社については「京都タワー株式会社」(典拠 ID00290203)を使用。

京都タワー株式会社

スコープノート

建築物としての京都タワーについては「京都タワー」(典拠 ID00954043)を使用。

主題別作業指針 5類 技術. 工学

各地の料理

- ・ 各地の料理を扱った資料には、原則として「〇〇料理」の形で普通件名を付与する。

【新設基準】

- ・ 「地名＋料理」という形の件名標目(例:フランス料理)については、該当する地名が既に件名標目表に存在していれば「〇〇料理」という形で参考図書類から根拠が得られなくても新設可能とする。
- ・ ただし、原則として国レベル以上の地名に限定する。国レベル未満の地名(州、省、都市名等)による料理名の件名標目は実績多数等特段の事情が存在する場合のみ可能とする。

主題別作業指針 6類 産業

園芸植物・畜産動物・ペット

当作業指針の主題別 4類「動植物」を参照。

主題別作業指針 6類 産業

放送番組

- ・ 個々の放送番組(テレビドラマ・ラジオ番組等)を主題とする資料には、参考図書類で根拠が得られれば、当該放送番組名を統一タイトル件名として付与する。
- ・ 使用する参考図書類およびその優先順位は、以下のとおりとする。
 - ① 世界大百科事典
 - ② 広辞苑
 - ③ 現代用語の基礎知識
 - ④ その他の参考図書類
- ・ 統一タイトル件名として採用する場合、タイトルの後に(放送番組)を付記する。テレビドラマは、タイトルの後に(テレビドラマ)を付記する。

例

おかあさんといっしょ(放送番組)

冬のソナタ(テレビドラマ)

- ・ 統一タイトル件名として採用できない場合は、普通件名を付与する。

例

子供番組

- ・ シリーズとしての放送番組には、全体を包括する名称があれば、その名称を統一タイトル件名とする。

主題別作業指針 7類 芸術・美術・スポーツ・体育・諸芸・娯楽

芸術

- ・ 芸術分野における地名の扱いは、以下のとおりとする。

(1) 丸括弧で地名を付記

様式を表す

例

絵画(日本) (伝統的な日本様式の絵画)

(2) 地理区分

地域を表す

例

絵画 -- 日本 (日本における絵画一般。日本様式の外、油絵等の洋画も含む。)

- ・ 各様式を表す件名標目は、以下の<対象となる件名標目>に以下のように丸括弧で様式を付記する。

日本様式・・・××(日本) 例:美術(日本)

東洋様式…××(東洋) 例:美術(東洋)

イスラム様式…××(イスラム) 例:美術(イスラム)

西洋様式…××(西洋) 例:美術(西洋)

<対象となる件名標目>

演劇、音楽、絵画、芸術、建築、彫刻、陶磁器、美術、舞踊

【日本様式】

- ・ 日本様式に限定して使用する。
- ・ 日本国内の地域名で地理区分を行う。「日本」での地理区分は不可。）
- ・ 以下のように SN に記録する。

SN1: 日本国内の地方名, 都市名による区分(例: ××(日本) -- 京都市)

SN2: 伝統的な日本様式の ×× について使用。

SN3: 日本における, 様式を問わない ×× 一般については, 「×× -- 日本」を使用。

例

絵画(日本) (日本画一般)

絵画(日本) -- 石川県 (石川県の日本画)

絵画 -- 石川県 (石川県における絵画一般(油絵等日本様式以外を含む))

【東洋様式】

- ・ 東洋様式に限定して使用する。
- ・ 地理区分不可(各地の東洋様式の芸術には、様式を付記しない件名標目を地理区分して使用する。)
- ・ 以下のように SN に記録する。

SN1: 伝統的な東洋様式の ×× 一般について使用。

SN2: アジアにおける, 様式を問わない ×× 一般については「×× -- アジア」を使用。

SN3: アジアの特定地域における伝統的な様式の ×× については, 「×× -- (地名細目)」を使用(例:

中国の伝統的な様式の ×× には「×× -- 中国」を使用。なお「×× -- 中国」は様式を問わない中国の ×× 一般にも使用)

例

- 舞踊(東洋) (伝統的な東洋様式の舞踊一般)
- 舞踊 -- アジア (アジアにおける舞踊一般(バレエ等東洋様式以外を含む))
- 舞踊 -- 中国 (中国における伝統的な様式の舞踊)
- 舞踊 -- 中国 (中国における舞踊一般(バレエ等中国様式以外を含む))

【イスラム様式】

- ・ イスラム様式に限定して使用する。
- ・ 地理区分不可(各地のイスラム様式の芸術には、様式を付記しない件名標目を地理区分して使用する。)
- ・ 以下のように SN に記録する。

SN1: 伝統的なイスラム様式の × × について使用。

SN2: イスラム圏における様式を問わない × × 一般については「× × -- イスラム圏」を使用。

SN3: 特定地域におけるイスラム様式の × × については「× × -- (地名細目)」を使用(例: 中近東におけるイスラム様式の × × には「× × -- 中近東」を使用。なお「× × -- 中近東」は様式を問わない中近東の × × 一般にも使用)

例

- 美術(イスラム) (イスラム美術一般)
- 美術 -- イスラム圏 (イスラム圏における美術一般(イスラム様式以外を含む))
- 美術 -- 中近東 (中近東におけるイスラム様式の美術)
- 美術 -- 中近東 (中近東における美術一般(イスラム様式以外を含む))
- 建築(イスラム) (イスラム建築一般)
- 建築 -- スペイン (スペインにおけるイスラム建築)

【西洋様式】

- ・ 西洋様式に限定して使用する。
- ・ 地理区分不可(各地の西洋様式の芸術には、様式を付記しない件名標目を地理区分して使用する。)
- ・ 以下のように SN に記録する。

SN1: 伝統的な西洋様式の××一般について使用.

SN2: 欧米における様式を問わない××一般については「×× -- ヨーロッパ」等を使用.

SN3: 欧米の特定地域における伝統的な様式の××については「×× -- (地名細目)」を使用(例: フランスの伝統的な様式の××には「×× -- フランス」を使用. なお「×× -- フランス」は様式を問わないフランスの××一般にも使用)

例

建築(西洋) (西洋様式の建築一般)

建築 -- ヨーロッパ (ヨーロッパにおける建築一般)

建築 -- フランス (フランスにおける伝統的な様式の建築)

建築 -- フランス (フランスにおける建築一般(伝統的な様式以外を含む))

陶磁器 -- 日本 (日本における西洋様式の陶磁器)

【「建築(西洋)」「近代建築」「洋館」の使い分け】

- ・ 伝統的な西洋様式の建築には、「建築(西洋)」を使用する。
- ・ 19世紀末以降の近代建築には、「近代建築」を使用する。近代建築とは、以下の基本的性格を持つ建築とする。
 - (ア) 過去の様式の模倣から離脱した抽象的造形の追及
 - (イ) 工業技術や工業製品(鉄、ガラス、コンクリート)を使用した構造の採用
 - (ウ) 工業化された社会に適合した機能的建築の推進
- ・ 「建築(西洋)」「近代建築」は地域を特定しない場合に使用する。地域が特定できる場合には「建築 -- (地名細目)」を使用する。
- ・ 明治から昭和前期に建てられた日本の西洋建築には、「洋館」を使用する。

【芸術分野の件名標目付与方法一覧】

※「 -- [地名細目]」は該当する地名による地理区分を表す(例:美術(日本) -- 東京都江戸川区)

種類	様式	地理的範囲			
		特定せず	日本(国レベル)	日本(地方レベル)	その他
演劇	特定せず	演劇	演劇 -- 日本	演劇 -- [地名細目]	演劇 -- [地名細目]
	日本様式	演劇(日本)	演劇(日本)	演劇(日本) -- [地名細目]	演劇 -- [地名細目]
	東洋様式	演劇(東洋)	演劇 -- 日本	演劇 -- [地名細目]	演劇 -- [地名細目]
	イスラム様式	演劇(イスラム)	演劇 -- 日本	演劇 -- [地名細目]	演劇 -- [地名細目]
	西洋様式	演劇(西洋)	演劇 -- 日本	演劇 -- [地名細目]	演劇 -- [地名細目]
音楽	特定せず	音楽	音楽 -- 日本	音楽 -- [地名細目]	音楽 -- [地名細目]
	日本様式	音楽(日本)	音楽(日本)	音楽(日本) -- [地名細目]	音楽 -- [地名細目]
	東洋様式	音楽(東洋)	音楽 -- 日本	音楽 -- [地名細目]	音楽 -- [地名細目]
	イスラム様式	音楽(イスラム)	音楽 -- 日本	音楽 -- [地名細目]	音楽 -- [地名細目]
	西洋様式	音楽(西洋)	音楽 -- 日本	音楽 -- [地名細目]	音楽 -- [地名細目]
絵画	特定せず	絵画	絵画 -- 日本	絵画 -- [地名細目]	絵画 -- [地名細目]
	日本様式	絵画(日本)	絵画(日本)	絵画(日本) -- [地名細目]	絵画 -- [地名細目]
	東洋様式	絵画(東洋)	絵画 -- 日本	絵画 -- [地名細目]	絵画 -- [地名細目]
	イスラム様式	絵画(イスラム)	絵画 -- 日本	絵画 -- [地名細目]	絵画 -- [地名細目]
	西洋様式	絵画(西洋)	絵画 -- 日本	絵画 -- [地名細目]	絵画 -- [地名細目]
芸術	特定せず	芸術	芸術 -- 日本	芸術 -- [地名細目]	芸術 -- [地名細目]
	日本様式	芸術(日本)	芸術(日本)	芸術(日本) -- [地名細目]	芸術 -- [地名細目]
	東洋様式	芸術(東洋)	芸術 -- 日本	芸術 -- [地名細目]	芸術 -- [地名細目]
	イスラム様式	芸術(イスラム)	芸術 -- 日本	芸術 -- [地名細目]	芸術 -- [地名細目]
	西洋様式	芸術(西洋)	芸術 -- 日本	芸術 -- [地名細目]	芸術 -- [地名細目]

国立国会図書館件名作業指針

種類	様式	地理的範囲			
		特定せず	日本(国レベル)	日本(地方レベル)	その他
建築	特定せず	建築	建築 -- 日本	建築 -- [地名細目]	建築 -- [地名細目]
	日本様式	建築(日本)	建築(日本)	建築(日本) -- [地名細目]	建築 -- [地名細目]
	東洋様式	建築(東洋)	建築 -- 日本	建築 -- [地名細目]	建築 -- [地名細目]
	イスラム様式	建築(イスラム)	建築 -- 日本	建築 -- [地名細目]	建築 -- [地名細目]
	西洋様式	建築(西洋)	建築 -- 日本	建築 -- [地名細目]	建築 -- [地名細目]
			洋館 (明治から昭和前期に建てられたものに限定して使用)	洋館 -- [地名細目] (明治から昭和前期に建てられたものに限定して使用)	
近代建築	近代建築	建築 -- 日本	建築 -- [地名細目]	建築 -- [地名細目]	
彫刻	特定せず	彫刻	彫刻 -- 日本	彫刻 -- [地名細目]	彫刻 -- [地名細目]
	日本様式	彫刻(日本)	彫刻(日本)	彫刻(日本) -- [地名細目]	彫刻 -- [地名細目]
	東洋様式	彫刻(東洋)	彫刻 -- 日本	彫刻 -- [地名細目]	彫刻 -- [地名細目]
	イスラム様式	彫刻(イスラム)	彫刻 -- 日本	彫刻 -- [地名細目]	彫刻 -- [地名細目]
	西洋様式	彫刻(西洋)	彫刻 -- 日本	彫刻 -- [地名細目]	彫刻 -- [地名細目]
陶磁器	特定せず	陶磁器	陶磁器 -- 日本	陶磁器 -- [地名細目]	陶磁器 -- [地名細目]
	日本様式	陶磁器(日本)	陶磁器(日本)	陶磁器(日本) -- [地名細目]	陶磁器 -- [地名細目]
	東洋様式	陶磁器(東洋)	陶磁器 -- 日本	陶磁器 -- [地名細目]	陶磁器 -- [地名細目]
	イスラム様式	陶磁器 (イスラム)	陶磁器 -- 日本	陶磁器 -- [地名細目]	陶磁器 -- [地名細目]
	西洋様式	陶磁器(西洋)	陶磁器 -- 日本	陶磁器 -- [地名細目]	陶磁器 -- [地名細目]

種類	様式	地理的範囲			
		特定せず	日本(国レベル)	日本(地方レベル)	その他
美術	特定せず	美術	美術 -- 日本	美術 -- [地名細目]	美術 -- [地名細目]
	日本様式	美術(日本)	美術(日本)	美術(日本) -- [地名細目]	美術 -- [地名細目]
	東洋様式	美術(東洋)	美術 -- 日本	美術 -- [地名細目]	美術 -- [地名細目]
	イスラム様式	美術(イスラム)	美術 -- 日本	美術 -- [地名細目]	美術 -- [地名細目]
	西洋様式	美術(西洋)	美術 -- 日本	美術 -- [地名細目]	美術 -- [地名細目]
舞踊	特定せず	舞踊	舞踊 -- 日本	舞踊 -- [地名細目]	舞踊 -- [地名細目]
	日本様式	舞踊(日本)	舞踊(日本)	舞踊(日本) -- [地名細目]	舞踊 -- [地名細目]
	東洋様式	舞踊(東洋)	舞踊 -- 日本	舞踊 -- [地名細目]	舞踊 -- [地名細目]
	イスラム様式	舞踊(イスラム)	舞踊 -- 日本	舞踊 -- [地名細目]	舞踊 -- [地名細目]
	西洋様式	舞踊(西洋)	舞踊 -- 日本	舞踊 -- [地名細目]	舞踊 -- [地名細目]

【詳細規定】

- 各様式を表す件名標目のうち、「○○<対象となる件名標目>」のいずれかの形で参考図書類による根拠が取れる場合、その他の件名標目も新設可とする。

○○に該当するもの: エスキモー、メソポタミア、クレタ(ミノス)、カシミール、ペルシャ、クメール、エトルリア

<対象となる件名標目>

演劇、音楽、絵画、芸術、建築、彫刻、陶磁器、美術、舞踊

例

エトルリア芸術

「エトルリア芸術」の形では根拠が取れないが、世界大百科事典に「エトルリア美術」の項目があるので新設可。

- 「○○<対象となる件名標目>」の形で、いずれも参考図書類による根拠が取れない場合は、件名標目を新設しない。

例

インディアン美術

「インディアン<対象となる件名>」の形ではいずれも根拠が取れず。
「美術 -- (地名細目)」「インディアン(または個々の部族名)」を付与する。

主題別作業指針 7類 芸術・美術・スポーツ・体育・諸芸・娯楽

図録

- ・ 芸術系の図録には、細目「図集」を付与する。

例

タイトル ヨーロッパ美術への招待
件名標目 美術(西洋) -- 歴史 -- 19世紀 -- 図集

- ・ ただし、商品目録としての性質を持つ資料には、細目「カタログ」を付与する。

例

タイトル 近代金貨公開オークション
件名標目 金貨 -- 日本 -- カタログ

主題別作業指針 7類 芸術・美術・スポーツ・体育・諸芸・娯楽

美術作品

- ・ 個々の美術作品を主題とする資料には、参考図書類で根拠が得られれば、当該作品名を統一タイトル件名として付与する。
- ・ 使用する参考図書類およびその優先順位は、以下のとおりとする。

- ① 世界大百科事典
- ② 広辞苑
- ③ 新潮世界美術辞典
- ④ その他の参考図書類

- ・ 統一タイトル件名として採用できる場合、作品の成立に責任のある人名が明らかであれば、統一タイトル件名と併せて個人名件名を付与する。
- ・ 統一タイトル件名として採用できない場合は、個人名件名を付与する。

主題別作業指針 7類 芸術・美術・スポーツ・体育・諸芸・娯楽

漫画作品

- ・ 個々の漫画作品についての研究書には、原則として当該作品名を統一タイトル件名として付与する。タイトルの後に(漫画)を付記する。
- ・ 個人名件名は併せて付与しない。

例

ドラえもん(漫画)

- ・ シリーズについても、タイトルの後に(漫画)を付記する。

例

ムーミン(漫画)

センゴク(漫画)

- ・ 作家論には個人名件名のみを付与する。

主題別作業指針 7類 芸術・美術・スポーツ・体育・諸芸・娯楽

写真集

- ・ 個々の主題における写真集には、細目「写真集」を用いて、「被写体名 -- 写真集」の形で付与する。「〇〇写真 -- 写真集」とはしない。

例

タイトル 電子顕微鏡でみるいのちの風景

件名標目 1 生物 -- 写真集

件名標目 2 顕微鏡写真 （「顕微鏡写真 -- 写真集」とはしない。）

- ・ 観賞用の写真集には件名標目を付与しない。

主題別作業指針 7類 芸術・美術・スポーツ・体育・諸芸・娯楽

音楽作品

- ・ 個々の音楽作品についての研究書には、参考図書類で根拠が得られれば当該作品名を統一タイトル件名として付与する。

【件名標目の根拠】

- ・ 使用する参考図書類およびその優先順位は、以下のとおりとする。

(1) 日本の古典音楽

- ① 国書総目録 （読み方がわからない場合は『国書読み方辞典』も参照）
または日本古典籍総合目録
- ② 世界大百科事典
- ③ 広辞苑
- ④ 邦楽曲名事典
- ⑤ 邦楽百科辞典
- ⑥ 標準音楽辞典
- ⑦ その他の参考図書類

(2) 中国の古典音楽

- ① 中国学芸大事典
- ② 世界大百科事典
- ③ 広辞苑
- ④ 標準音楽辞典
- ⑤ その他の参考図書類

(3) 西洋音楽・オペラ

- ① 世界大百科事典
- ② 広辞苑
- ③ クラシック音楽作品名辞典
- ④ 標準音楽辞典
- ⑤ 新編音楽中辞典
- ⑥ その他の参考図書類

(4) その他の地域の音楽

- ① 世界大百科事典
- ② 広辞苑
- ③ その他の参考図書類

(5) その他流行歌・民謡・童謡・唱歌等

- ① 世界大百科事典
- ② 広辞苑
- ③ 日本民謡大事典
- ④ 昭和流行歌総覧
- ⑤ その他の参考図書類

- ・ 統一タイトル件名として採用できない場合は、後述の【統一タイトル件名に併せて付与する個人名件名】の表に従って個人名件名のみを付与する。個人名件名も付与できない場合は普通件名を付与する。

【件名標目の形式】

- ・ 作品に通称があれば、通称を標目形とする。
特にクラシック音楽の通称は、『クラシック音楽作品名辞典』で調べる。

通称を標目形とする場合、正式名称は参照形とする。

例

標目形 アイネ・クライネ・ナハトムジーク
 「を見よ」参照 セレナード第 13 番ト長調
 「を見よ」参照 Serenata Nr. 13 ‘Eine kleine Nachtmusik’ (4 楽章) K.525
 根拠 クラシック音楽作品名辞典 第 3 版

標目形 6 つの無伴奏チェロ組曲
 「を見よ」参照 6 Suiten für Violoncello allein
 名称種類 原名称
 「を見よ」参照 BWV.1007～1012
 根拠 クラシック音楽作品名辞典 第 3 版

標目形 第九交響曲 (世界大百科事典の形を優先)
 「を見よ」参照 交響曲第 9 番ニ短調「合唱付き」
 (標準音楽辞典から正式名称を記録)
 「を見よ」参照 Symphonie Nr.9 ‘Choral’ (4 楽章) op.125
 根拠 世界大百科事典 2004 年版

- ・ 複数の作曲家が同名の曲を書いている場合には、一曲目から作曲家名(原則として姓)を付記する。

例

バッハ作曲によるマタイ受難曲
 →クラシック音楽作品名辞典の作品名日本語索引より、複数作家による同名曲あり
 標目形 マタイ受難曲(バッハ)

- ・ 同一作曲家による同一曲名が複数存在する等の場合は、作品名等を付記する。

例

モーツァルト作曲による「6 つのメヌエット」
 標目形 6 つのメヌエット(K.105)

- ・ 流行歌・民謡・童謡・唱歌等については、ジャンルを付記する。

例

いい日旅立ち(流行歌)

【統一タイトル件名に併せて付与する個人名件名】

- ・ 統一タイトル件名として採用できる場合、参考図書類によって作品の成立に責任のある人名が明らかであれば、以下の表に従って、統一タイトル件名と併せて個人名件名を付与する。

	統一タイトル件名に併せて付与する個人名件名
日本の古典音楽	作曲者
中国の古典音楽	作曲者
西洋音楽・オペラ	作曲者(ただし、編曲者が主と判断される場合は編曲者)
その他の地域の古典音楽	作曲者
流行歌・民謡・童謡・唱歌等	付与しない(ただし、資料の主題に応じて、作詞者、作曲者、歌手等の個人名件名を併せて付与してもよい)

主題別作業指針 7類 芸術・美術・スポーツ・体育・諸芸・娯楽

演劇・舞台芸術

- ・ 個々の演劇・舞台芸術を主題とする資料には、参考図書類で根拠が得られれば、当該作品名を統一タイトル件名として付与する。
- ・ 使用する参考図書類およびその優先順位は、以下のとおりとする。

(1) 日本の伝統的な舞台芸術

- ① 国書総目録 (読み方がわからない場合は『国書読み方辞典』も参照)
または日本古典籍総合目録
- ② 世界大百科事典
- ③ 広辞苑
- ④ その他の参考図書類

なお、歌舞伎と人形浄瑠璃は、文学作品と演劇・舞台芸術名で同じ件名標目を使用する。

(2) 中国の演劇・舞台芸術

- ① 中国学芸大事典
- ② 世界大百科事典
- ③ 広辞苑
- ④ その他の参考図書類

(3) その他の演劇等

- ① 世界大百科事典
- ② 広辞苑
- ③ イギリス・アメリカ演劇事典
- ④ バレエ音楽百科
- ⑤ その他の参考図書類

- ・ 統一タイトル件名として採用する場合、原則としてジャンル名を付記する。

例

くるみ割り人形(バレエ)

- ・ 統一タイトル件名として採用できない場合は、普通件名を付与する。

例

演劇 -- 日本

- ・ 個人名件名は併せて付与しない。

主題別作業指針 7類 芸術・美術・スポーツ・体育・諸芸・娯楽

映画作品

- ・ 個々の映画作品を主題とする資料には、参考図書類で根拠が得られれば、当該映画作品を統一タイトル件名として付与する。

- ・ 使用する参考図書類およびその優先順位は、以下のとおりとする。

- ① 世界大百科事典
- ② 広辞苑
- ③ 映画大全集
- ④ その他の参考図書類

- ・ 統一タイトル件名として採用する場合、タイトルの後に(映画)を付記する。

例

ローマの休日(映画)

- ・ 統一タイトル件名として採用できない場合は、普通件名を付与する。

例

映画 -- 日本

- ・ シリーズとしての映画作品に対しては、全体を包括する名称があれば、その名称を統一タイトル件名として採用する。

例

スター・ウォーズ(映画)

主題別作業指針 7類 芸術・美術・スポーツ・体育・諸芸・娯楽

テレビドラマ

当作業指針の主題別 6類「放送番組」を参照。

主題別作業指針 7類 芸術・美術・スポーツ・体育・諸芸・娯楽

スポーツ大会

- ・ 個々のスポーツ大会には、以下の基準に従って普通件名を付与する。

【新設基準】

- ・ 参考図書類の項目に存在するスポーツ大会名は普通件名として採用し、存在しない場合はスポーツ名を付与する。
- ・ 普通件名として採用する場合、その大会一般を表す件名標目（「オリンピック競技」等）をまず新設する。その上で、当該資料が個々の大会（長野オリンピック等）のみを扱っていたら、個々の大会名も新設する。

【件名標目の形式】

- ・ 複数の競技が、同じ名称で大会を開催する場合は、競技名を丸括弧で付記する。

例

ワールドカップ(サッカー)

注: 同じ名称の大会名の典拠が現段階で存在しなくても、常識的に考えて区別の必要があると判断できれば、あらかじめ付記する。「ワールドカップ」の名称は、バレーボール等でも使用している。

- ・ 個々の大会の件名標目には、開催年を丸括弧で付記する。

例

ワールドカップ(サッカー)(2002)

- ・ 一国内の大会で、同一年に複数回同じ大会が開催された場合は、開催年のみ丸括弧で付記する。

例

国民体育大会(1989)

- ・ 国際的な大会で、同一年に複数回同じ大会が開催された場合は、開催年の後に時季をスペースでつないで記録する。

例

オリンピック競技(1984 冬季)

【件名標目表収録基準】

- ・ その大会一般を表す件名標目は、件名標目表に収録する。
- ・ 個々の大会を表す件名標目の場合、件名標目表に収録しない。

例

ワールドカップ(サッカー) (件名標目表に収録)

ワールドカップ(サッカー)(2002) (件名標目表に収録しない)

【注記】

- ・ 開催国(開催地)を場所に関する注記として記録する。

例

場所に関する注記 開催地:ミュンヘン

- ・ 開催国(開催地)が複数にまたがる場合は、「,」(カンマ)でつないで追い込みで記録する。

例

場所に関する注記 開催地:青森県,山形県,埼玉県

【「を見よ」参照】

- ・ 回次や開催地が判明した場合は、回次、開催年、開催地の順にスペースでつないで「を見よ」参照として記録する。

例

標目形 国民体育大会(1989)

「を見よ」参照 国民体育大会(第 44 回△1989△北海道)

(△はスペースを表す。)

主題別作業指針 7類 芸術・美術・スポーツ・体育・諸芸・娯楽

ゲーム

- ・ 個々のゲームは統一タイトル件名としては採用しない。
- ・ 普通件名を付与する。

例

コンピューターゲーム

主題別作業指針 8類 言語

言語

- ・ 各言語や諸語を扱った資料には、言語名や諸語名を表す普通件名を付与する。

例

タイトル 日本語の歴史
件名標目 日本語 -- 歴史

タイトル 印欧語
件名標目 インド・ヨーロッパ語族

- ・ 各言語や諸語について、言語学上の各分野や品詞等について論じた資料には、それぞれの言語名を表す件名標目のもとに、言語を表す件名の細目として用いる主題細目を結合して付与する。

例

タイトル 英語の構文とその意味
件名標目 英語 -- 構文論

タイトル ロシア語の運動の動詞
件名標目 ロシア語 -- 動詞

- ・ 特定言語全般の一般学習書には、それぞれの言語のもとに細目「研究・指導」を付与する。ただし、会話、文法等各言語の個別主題の学習書には、細目「研究・指導」を付与しない。

例

タイトル フランス語の入門
件名標目 フランス語 -- 研究・指導

タイトル フランス語文法入門
件名標目 フランス語 -- 文法

主題別作業指針 8類 言語

辞書

当作業指針の主題別 0 類「用語」「辞書」「便覧」を参照。

主題別作業指針 9類 文学

各地の文学

- ・ 各地の文学を主題とする資料については、以下の形式で「〇〇文学」等の普通件名を付与する。

【新設基準】

(1) 「地名＋文学」

- ・ 「地名＋文学」という形の件名標目(例:フランス文学)については、該当する地名が既に件名標目表に存在していれば「〇〇文学」という形で参考図書類から根拠が得られなくても新設可能とする。
- ・ ただし、原則として国レベル以上の地名に限定する。国レベル未満の地名(州、省、都市名等)による件名標目は実績が多数存在する等特段の事情が存在する場合のみ可能とする。

(2) 「地名＋小説」「地名＋詩」「地名＋戯曲」「地名＋随筆」

- ・ 上記の形の件名標目(例:オーストリア小説)については、上位語に該当する「地名＋文学」の件名標目(例:オーストリア文学)が既に件名標目表に存在していれば、「〇〇小説」「〇〇詩」「〇〇戯曲」「〇〇随筆」という形で参考図書類から根拠が得られなくても新設可能とする。

主題別作業指針 9類 文学

文学作品

- ・ 個々の文学作品の研究書には、当該作品名を統一タイトル件名として付与する。

例

我輩は猫である

【件名標目の根拠】

- ・ 使用する参考図書類およびその優先順位は、以下のとおりとする。

(1) 日本の古典籍

- ① 国書総目録 (読み方がわからない場合は『国書読み方辞典』も参照)
または
日本古典籍総合目録
- ② 世界大百科事典
- ③ 広辞苑
- ④ その他の参考図書類
- ⑤ NDL-OPAC
- ⑥ 目録対象資料

(2) 中国文学

- ① 中国学芸大事典
- ② 世界大百科事典
- ③ 広辞苑
- ④ その他の参考図書類
- ⑤ NDL-OPAC
- ⑥ 目録対象資料

(3) その他の文学作品(諸外国の文学、日本の近代以降の文学等)

- ① 世界大百科事典
- ② 広辞苑
- ③ その他の参考図書類
- ④ NDL-OPAC
- ⑤ 目録対象資料

【件名標目の形式】

- ・ 同一の統一タイトル件名が典拠としてすでに存在する場合は、作品のジャンルや内容をそれぞれに付記し、区別する。

例

舞姫(小説)
舞姫(歌集)

- ・ 文学作品のシリーズについても、同様の基準で件名標目を作成する。シリーズとしての文学作品に対しては、全体を包括する名称があれば、その名称を統一タイトル件名として採用する。

例

標目形	シャーロック・ホームズ
根拠	初出資料

標目形	杉原爽香シリーズ
根拠	初出本文

【統一タイトル件名に併せて付与する個人名件名】

- ・ 統一タイトル件名として採用できる場合、統一タイトル件名と併せて個人名件名を付与する。
(この場合の個人名件名は、著者、編者等その著作に責任のある人物の名前を付与するものとする。目安としては、原著の責任表示に記録される人名とする。)

例

件名標目 1	我輩は猫である
件名標目 2	夏目//漱石(1867-1916)

件名標目 1 好色一代女
 件名標目 2 井原//西鶴(1642-1693)

件名標目 1 源氏物語 -- 評釈
 件名標目 2 紫式部(平安中期)

件名標目 1 グリム童話
 件名標目 2 Grimm,Jakob Ludwig Karl (1785-1863)
 件名標目 3 Grimm,Wilhelm Karl (1786-1859)

- ・ 統一タイトル件名として採用できない場合は、個人名件名のみを付与する。
- ・ 新古今和歌集等の勅撰書(歌集)は無著者名古典ではないが、無著者名古典に準じた扱いとする。

例

○ 件名標目 新古今和歌集
 × 件名標目 1 新古今和歌集
 件名標目 2 源//通具(1171-1227)

主題別作業指針 9類 文学

闘病記・看病記

- ・ 闘病記・看病記には、以下のように件名標目を付与する。
- ・ 病名を表す件名標目に、件名標目「闘病・看病」を併せて付与する。

例

件名標目 1 リウマチ
 件名標目 2 闘病・看病

- ・ 参考図書類で根拠がとれず病名を新設できない場合は、体の部位を表わす件名に主題細目「疾患」を結合した件名標目に、「闘病・看病」を併せて付与する。

例

件名標目 1 胸部 -- 疾患

件名標目 2 闘病・看病

- ・ その闘病記・看病記から容易に病名が判明しない場合は、件名標目「闘病・看病」のみを付与する。
- ・ また、必要に応じて、「リハビリテーション」「交通事故」等、他の件名標目を追加することも可能である。
- ・ 文学者の闘病記・看病記は、文学者の作品として扱い、件名標目は付与しない。
- ・ 自伝の一部としての闘病記・看病記は、従来どおり個人伝記として扱い、個人名件名のみを付与する。